

## VII 郡衙

- VII-1 郡衙の諸施設
- VII-2 郡衙遺跡調査の手がかり
- VII-3 郡庁
- VII-4 正倉の建築構造
- VII-5 正倉の規模と収納量
- VII-6 正倉の建物配置
- VII-7 正倉火災
- VII-8 館・厨家

## Ⅶ- 1 郡衙の諸施設

**郡庁** 地方行政単位である郡を統治する役所を郡衙（郡家）という。その中枢施設が郡庁である。『令集解』儀制令五行条古記や儀制令凶服不入条、『令義解』儀制令凶服不入条にみえる「郡院」、長元3・4(1030・1031)年頃の「上野国交替実録帳」（以下、実録帳と略す）の諸郡項に記された「郡庁」がそれにあたる。

実録帳には「庁屋」「公文屋」などの建物がみえ、『常陸国風土記』行方郡条には「廳庭」の記載があるように、郡庁は複数の殿舎と広場を備えていた。この「廳庭」の存在は、郡庁が殿舎と前庭とを主な舞台とした政務や儀式の場として用いられていたことをうかがわせる。郡庁遺構でも、中心殿舎の前面に空間が設けられていることが判明しており（Ⅶ-3参照）、大勢の人が列立する儀礼の場、あるいは饗宴などの場として利用されたことがうかがえる。

前掲の『令集解』儀制令凶服不入公門条によると、郡庁の門は、「倉庫院」や「厨院」などの門とは異なり、国庁の門とともに公門と位置づけられている。このことから、当時、郡庁は一院を形成しており、門を伴うものとみられていたことが知られる。発掘調査でも郡庁院の南門として八脚門が検出されている例があり（Ⅶ-3参照）、国庁に準じた格式の高さを示している。郡庁院の規模は50m前後の例が多く（Ⅶ-3参照）、郡庁の候補地を比定する場合の参考となる。

この郡庁には、正倉などより高所に位置し、立地のうえでも郡衙の核となる場所に占地している例がみられる。たとえば、広島県下本谷遺跡（備後国三次郡衙）では、正倉は丘陵斜面に配置されているのに対して、郡庁は尾根上の平坦部の高所に位置しており、岡山県宮尾遺跡（美作国久米郡衙）でも郡庁は遺跡内のほぼ中央北端部の高所に造営されている。倉庫令で「高燥処」に置けとある倉より郡庁の方が高い位置に存在する事例は、郡衙中枢施設としての郡庁を景観的にも際立たせ、郡庁が郡内支配の核となる施設として位置づけられていたことを示唆する。

こうした点は、郡衙における諸官衙ブロックの配置を探る上で一つのヒントとなる。

**正倉** 天平期の諸国正税帳や前掲の実録帳などに記された「倉庫院」「正倉」も郡衙を特徴づける施設である。

正倉は主に穎穀を収納保管した倉庫である。正税帳によると、正倉は収納物によって穀倉・穎倉・穎屋・義倉・備倉などに区別されている。穀倉は主に田租の穀稲（稲粃）を貯蔵する倉であり、穎倉・穎屋は出挙雑用の穎稲（稲穂の束）を保管する倉・屋である。義倉は、貧窮民の救済を

ためとして徴収された粟等を収納した倉であり、備倉には、米を蒸して乾燥させた保存食料である備が袋詰めにして納められていた。

主に田租として收取された穀稲は、多くが不動穀や動用穀として蓄えられた。前者は、和銅元(708)年の不動倉の制定以来、もっぱら「遠年之儲、非常之備」として不動倉に蓄えられた。後者は、賑給などごく限られた用途に支出されるだけであり、やはり備蓄を基本とし、主に動用倉に貯積された。天平年間の田租蓄積量は、年間田租収入の10～30倍の量にのぼっていたとされており<sup>①</sup>、10棟以上の穀倉が存在した郡が少なくない。

穎稲は種粃や食糧用として農民らに出挙され、その利稲は、中央政府に貢進する物資の一部を調達する費用や、国司の部内巡行や伝使などの往来に関わる経費、国衙や郡衙の維持活動諸経費などの財源とされた。延暦17(798)年9月17日官符（『類聚三代格』卷八 不動々用事）で貸付・返還とも穀の形でおこなうように規定される以前は、出挙は穎稲での貸付・返還が基本であった。

返済された出挙本利稲は、一部が脱穀されて穀倉に収納されたが、それ以外は、穎稲の状態で穎倉や穎屋に収納されるのが普通であった。この穎倉や穎屋は天平年間で20棟以上に及ぶ郡もあった。

**倉庫令の規定と実態** 倉庫令には、「凡倉。①皆於高燥処置之。②側開池渠。③去倉五十丈内。不得置館舎。」（①②③は筆者注）と規定されている。

まず、①の規定は、穎穀の保管のための湿気防止策で、正倉には台地上や段丘上に位置している例が多い。しかし、福島県関和久遺跡（陸奥国白河郡衙）や兵庫県吉田南遺跡（播磨国明石郡衙）などのように、低丘陵が隣接しているにも関わらず低地に正倉域を設け、河川交通などによる穎穀輸送の便を優先したとみられる例もあるので注意を要する。

②の「池渠」は水を溜めた防火用施設を意味していたと考えられる。東京都御殿前遺跡（武蔵国豊島郡衙）では、正倉域を圍繞する大溝内で柵と木樋の痕跡とされる遺構を検出しており（『官衙Ⅰ』Ⅴ-4参照）、他の正倉院の調査においても慎重な調査が望まれる。ただし、これまでの正倉院圍繞大溝例の多くは空濠とみられ、正倉群を他の官舎から隔てて類焼を防いだり、正倉域への出入りを規制するための施設であったと考えられる。「池」にあたる遺構は未発見であるが、郡衙遺跡の近くに存在していた池などは要注意であり、今後の発見が期待される。

③の規定については、正倉が他の官舎群とは別の一院を形成している例や地区分けされている例に反映されている。しかし、正倉と他の官舎とを50丈以上離して設置していたと推定できる例はほとんどない。

那波郡

(略)

- 正倉院 不注本帳並名 東甲一倉壹宇
- 郡庁壹宇 公文屋壹宇 副屋壹宇
- 一館 宿屋壹宇 向屋壹宇 副屋壹宇 厩壹宇
- 二館 宿屋壹宇 向屋壹宇 副屋壹宇 厩壹宇
- 三館 宿屋壹宇 向屋壹宇 副屋壹宇 厩壹宇
- 四館 宿屋壹宇 向屋壹宇 副屋壹宇 厩壹宇
- 厨家 宿屋壹宇 向屋壹宇 副屋壹宇 厩壹宇
- 酒壹宇 備屋壹宇 竈屋壹宇 納屋壹宇

新田郡

(略)

- 正倉 東第二土倉壹宇 中第一土倉壹宇 東第一土倉壹宇
- 北第二土倉壹宇 西第一土倉壹宇 西第二土倉壹宇
- 西〇〇〇倉壹宇 西第四土倉壹宇 西第五土倉壹宇
- 西第六土倉壹宇 東第三土倉壹宇 北第一土倉壹宇
- 北第二土倉壹宇 東第四土倉壹宇 北第五土倉壹宇
- 北第五土倉壹宇 北第二土倉壹宇 東第五土倉壹宇
- 東第六土倉壹宇 北第四土倉壹宇 中行第二土倉壹宇
- 中行第三土倉壹宇

郡庁

- 東〇屋壹宇 西長屋壹宇 南長屋壹宇
- 〇〇〇倉壹宇 公文屋壹宇 厨壹宇

一館

- 宿屋壹〇 向屋壹宇 厨家壹宇 副屋壹宇

二館

- 宿屋壹宇 南屋壹宇 副屋壹宇 厨壹宇

四館

- 宿屋壹宇 向屋壹宇 副屋壹宇 厨壹宇

厨家

- 酒屋壹宇 納屋壹宇 備屋壹宇 竈屋壹宇

(略)



図1 神奈川県長者原遺跡（武蔵国都筑郡衙）

この正倉院あるいは正倉域の敷地面積は、前掲の御殿前遺跡のように50000㎡（東西約200m、南北約250m）に及ぶ広大なものや、滋賀県岡遺跡（近江国栗太郡衙）のような7000㎡（東西約110m、南北約60m）程度のももあり、郡によって広狭がみられる。この面積は郷の数や、正倉を郡衙の正倉域に集中的に造営したか、正倉別院を設けて分散したかによっても異なる。

**館・厨家** 前掲の史料にみえる「厨院」「館」「厨家」も郡衙の主要な施設である。館は宿泊施設、厨家は食膳準備や食糧・食器の調達管理などのための施設である。実録帳にみえる館や厨家の建物名から、それぞれ数棟以上の建物で構成されていたことがうかがえる。実録帳ではそれぞれ画一的な建物構成であったかのように記されているが、発掘遺構ではそうした画一的な施設は見いだせず、多様なあり方をとっていたとみられる。

栃木県那須官衙遺跡（下野国那須郡衙）・福島県泉廃寺（陸奥国行方郡衙）や岡遺跡では館院とみられる官衙ブロックが検出されている。また、前掲の『令集解』儀制令凶服不入公門条から厨家も院構成をとっていた例があったことがうかがえる。しかし、館・厨家には遺構として明確に把握できる塀・溝などの圍繞区画施設を巡らした院を形成している例は少ない。その占地状況は多様であるが、厨家の場合はその機能から井戸など水の得やすい場所に占地していた場合が多かったと考えられ、地形状況の観察が厨家ブロックを推定する判断材料となりうる場合がある。

**その他の施設** 『日本書紀』天武14(685)年11月丙午条にみえる「郡家」への武器収公記事や『続日本後紀』承和2(835)年3月条の甲斐国の「不動倉二字、器仗屋一字」の焼失記事などから、郡衙には武器を収納した兵庫が存在した場合もあったことが知られる。また、下野国府跡出土木簡にみえる「郡雑器所」のような実務的曹司、金属製品などの工房や、性格を特定できない官舎群も検出されており、上記以外の実務的施設（曹司）群が存在したことも知られる。また、徭丁らの宿泊施設などが設けられていた可能性もある。ただし、これらの諸施設には、郡衙に集中的に造営されている集中型と、一部が他所に分置されている分散型とが存在した。

このほかに、『常陸国風土記』行方郡項に「郡家南門有一大槻 其北枝 自垂触地 還聳空中」とみえ、『続日本後紀』承和14(847)年6月21日条には「左相撲司伐葛野郡郡家前槻樹作大鼓、有崇」と記されているように、郡衙の門前などには槻の大木が聳えていた例も知られる。『続日本後紀』承和4(837)年2月1日条には「遣唐使祠天神地祇於当国愛宕郡家門前」とあるように、門前などには祭儀などの空間があり、槻の木はそうした広場を象徴する聖樹

であったとみられる。また、郡衙の戌亥（西北）隅には内神と称す神社が祀られることもあった<sup>(2)</sup>。発掘調査では、空闲地におけるこうした巨木の痕跡や、神社の遺構・祭祀遺物などにも留意する必要がある。

**官衙ブロックの院** 上記のように、発掘調査例では、各官衙ブロックがそれぞれ明確な院の構造をとっていたわけではないことが判明している。しかし、官舎群は各部署ごとに他とは空間的に区別されたまとまりをもっている傾向がみられる。この点は居住施設・収納施設・厨房施設などが近接し一体的に造営されていることの多い豪族居宅や集落とは異なっている。

この各部署が形成する官衙ブロックは、同時期の場合、官衙ブロックごとには諸施設の方位が統一され、基本的には方形域が意識されている場合が多い。しかし、那須官衙遺跡の各ブロックのあり方に典型的にみられるように、ブロック間では地形や地割・道路等に制約されて方位を異にする場合もある。また、一つの官衙ブロックでも各辺の圍繞施設が直角に曲がり整った方形を呈するとは限らず、上記の那須官衙遺跡例のように、いびつな形になっているものも少なくない。したがって、院の外郭線を明らかにすることを目的とした調査では、地形などを勘案しながら溝などの延びをトレンチや探査などによって見つけ、その屈曲点と屈曲方向を確認する方法も有力である。

**外郭施設** 上記の郡衙の諸施設全体あるいはその多くを圍繞する施設（外郭施設）が確認されている遺跡例としては、宮城県東山官衙遺跡（陸奥国賀美郡衙）、仙台市郡山遺跡（陸奥国名取評衙<sup>(3)</sup>）、関和久遺跡などがあげられる。

これらのうち、東山官衙遺跡では築地塀、仙台市郡山遺跡では柵木・溝が確認されており、周囲から遮蔽する施設をともなっていたことが判明している。今のところ、遮蔽施設を伴う外郭施設は、対蝦夷の緊張関係などが存在した城柵分布地域や北関東以北に顕著に認められることを考慮すると、政治的軍事的な緊張関係の強かった郡において多用された構造であった可能性もある。これに対して、関和久遺跡・岡遺跡では溝のみで区画されていたとされている。しかし、これからの調査では、大溝内の埋め土状況や大溝脇における同時期の遺構分布の粗密状態の観察などを踏まえ、土塁の有無確認を十分おこなうことが必要であろう。

一方、上記のような明瞭な外郭施設が確認されていない郡衙遺跡もある。それには、栃木県那須官衙遺跡（下野国那須郡衙）や福岡県下高橋遺跡（筑後国第二次御原郡衙）のように、各官衙ブロックごとに圍繞施設を伴い一院を形成するものと、福島県根岸遺跡（陸奥国磐城郡衙）、茨城県神野向遺跡（常陸国鹿島郡衙）、神奈川県長者原遺跡（武蔵国都筑郡衙）、鳥取県上原遺跡群（因幡国気多郡衙）などのよ

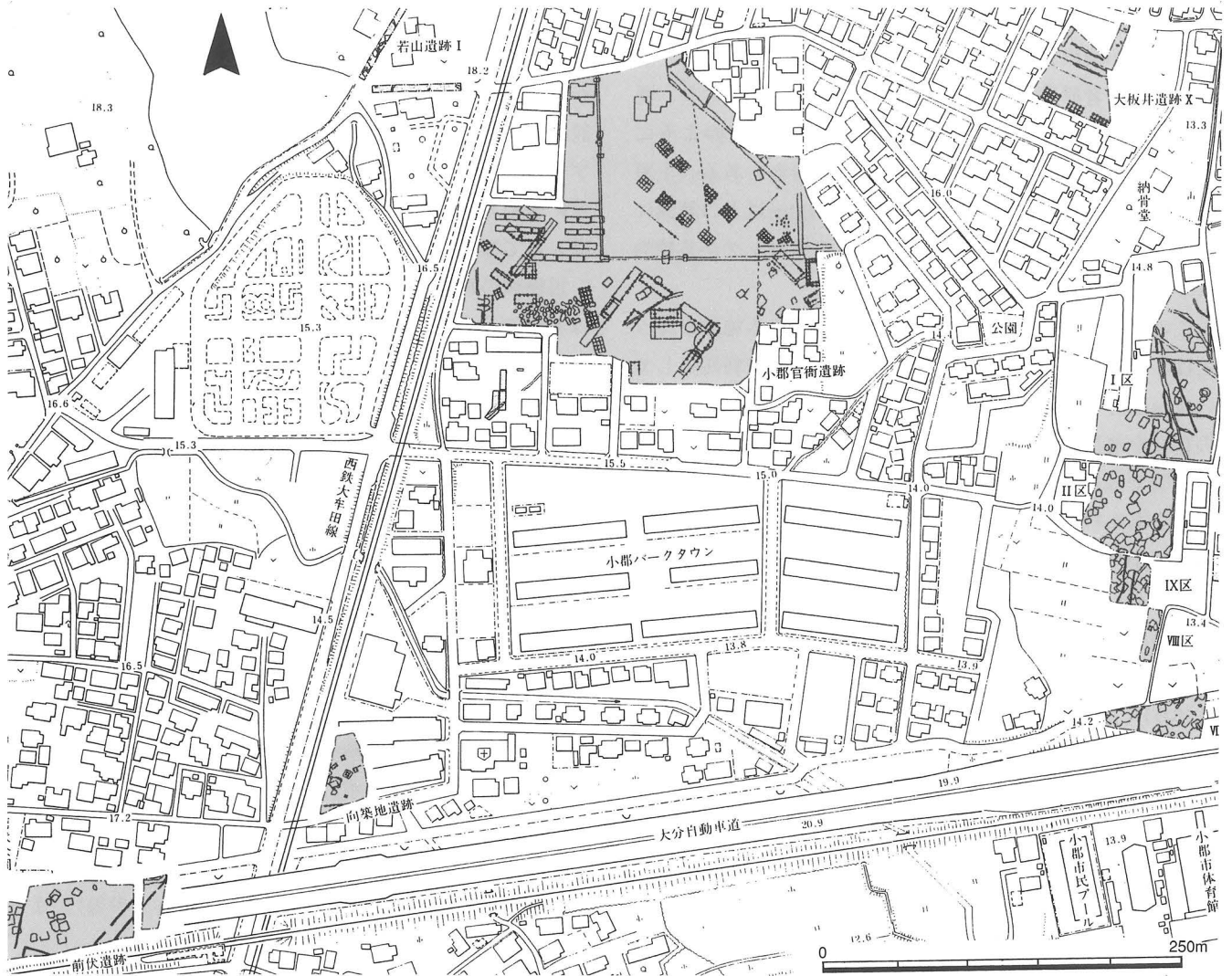


図2 福岡県小郡官衙遺跡（筑後国御原郡衙）と周辺遺跡遺構配置図

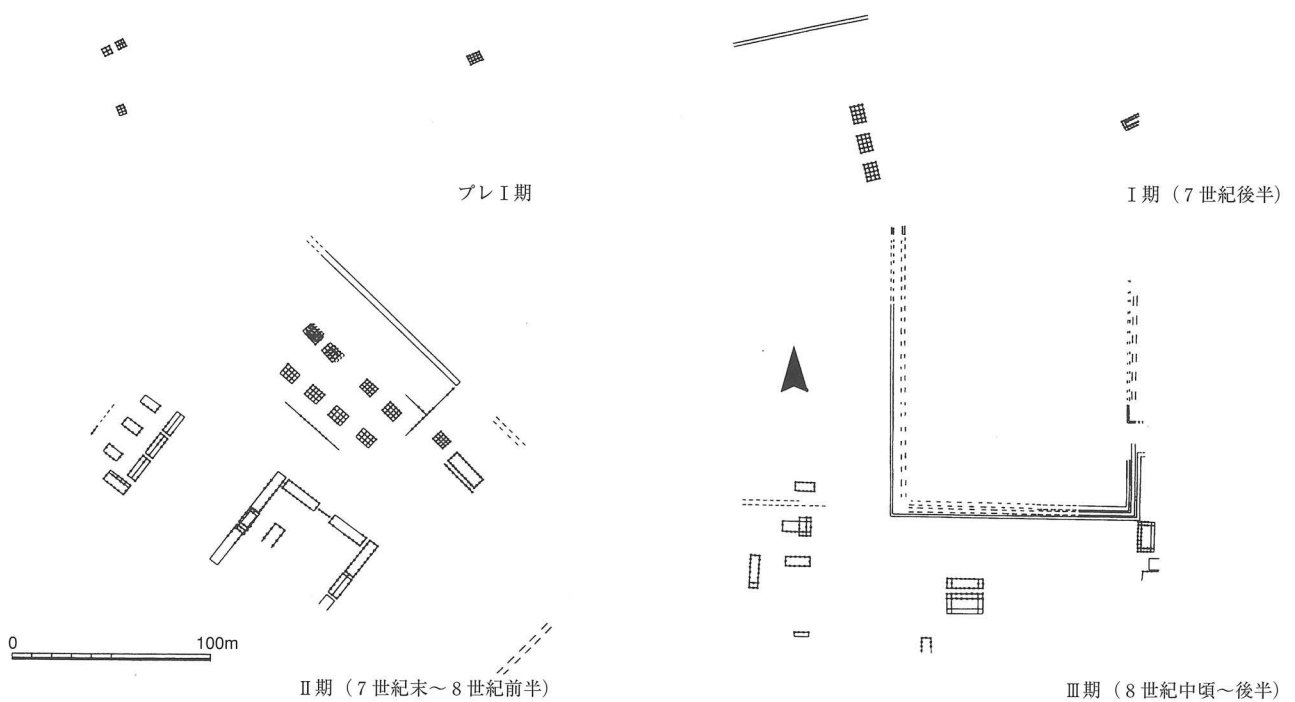


図3 小郡官衙遺跡変遷図

うに、正倉院や郡庁の院はみられるが官衙ブロック全体を囲む施設が検出されない例とがある。この後者のうち、根岸遺跡や長者原遺跡の場合は、丘陵上に位置しており、丘陵斜面で周囲が区画される形になっている。このように、自然地形を外郭施設のかわりに利用した場合もある。上原遺跡群の場合は、東西250m以上、南北500m以上の範囲において、空闲地を挟みながら複数の官衙ブロックが多核的に分散するような様相を示している。

このように郡衙には必ずしも全域を圍繞する施設が伴うとはかぎらないので、郡衙としての内容がまだ判然としていない遺跡における範囲確認の際には、そうした圍繞施設の存在を前提として外郭施設の探索から調査を進めることは賢明ではない<sup>(4)</sup>。むしろ、まず官衙ブロックの中核部の様相をある程度明らかにし、そこから周囲に向かって遺構群の広がりを追いながら各ブロックの圍繞施設の有無を確認し、その上で地形的条件などを考慮しながら郡衙全体の外郭施設の有無を調査検討していく方法が有効であろう。

前掲の『常陸国風土記』行方郡項や『続日本後紀』承和4(837)年条、承和5(838)年11月18日太政官符(『類聚三代格』卷18)には「郡家南門」や郡家の門がみえ、『衛禁律』第三の越垣及城条には「郡垣杖七十」とみえる。これらの史料は郡衙全体を圍繞する遮蔽施設やそれに取り付く門にあたるものも解しうる。しかし、上記のように郡衙全体を取り囲む垣などの遮蔽施設が無いとみられる例もあるので、これらは、郡庁院や正倉院などの院に伴う施設を指した可能性が高いであろう<sup>(5)</sup>。

**郡衙域の形状と規模** 上記のように明瞭な外郭施設が存在しない郡衙の場合には、その郡衙域を確定することは極めて困難である。また、官衙施設が分散的に存在している郡衙例では、官衙施設と民間施設との区別が容易でない場合もあり、官衙ブロックと官衙ブロックの間に集落など民間施設が介在している可能性もありうる。したがって、諸曹司が一まとまりに集中配置された宮城のような方形の郡衙域を前提とした機械的な調査はできないし、また、どこまでを郡衙域と判断するかという点についても大きな問題が投げかけられている。

しかし、圍繞施設や地形条件、あるいは各官衙ブロックの広がりなどによって、郡衙域をある程度把握しうる例もある。その形状には関和久遺跡や栃木県上神主・茂原官衙遺跡(下野国第一次河内郡衙)のように方形域がある程度意識されていた例がある。平坦地の場合にはいびつではあっても基本的には方形が志向されていたようである。

それに対して、東山遺跡のように丘陵上に立地する郡衙の場合は、外郭施設が地形にそって屈曲する不整形な形状を示す例が多い。また、根岸遺跡や長者原遺跡などのよう

に、外郭施設を伴わず丘陵や段丘地形に制約されて不整形となっている例も多い。このように、郡衙域には正方形または長方形といった画一性は認められない。また、外郭施設を伴わない官衙ブロック分散型の郡衙の場合も、各官衙ブロックはそれぞれの地形的条件や相互の有機的な関係などに制約を受けながら立地していたとみられ、方形域を前提として配置されたわけではない。

郡衙域の面積は、関和久遺跡は90000㎡、長者原遺跡では43000㎡、岡遺跡では72000㎡以上、上原遺跡群では75000㎡以上というように、郡によってばらつきがある。郡衙規模にばらつきが見られるのは、地形条件による敷地面積の制約、郡衙諸施設が集中型か分散型かによる違い、時期による官衙ブロック設置場所の移動の有無などの要因が考えられる。しかし、いずれも40000㎡以上の面積を有する傾向があり、郡衙域は、かつて想定されていたよりはるかに広域に及ぶことを確認しておきたい。

**郡衙周辺の関連施設・出先施設** 郡衙遺跡の調査では、明瞭な外郭施設が検出された場合、あるいは官衙ブロックの分布域が把握できた場合、それで一応一段落となる。しかし、郡衙の日常的な機能維持等においては、徭丁らの活動が欠かせず、彼らの中には郡衙近辺に宿泊滞在していた者もありうる。また、近辺には郡司の居宅や正倉・曹司の一部が分置されていたり、郡衙の活動に関連する民間施設が設けられているケースもありうる(X-5参照)。また、郡衙には出先施設も存在した(X-4参照)。

こうした郡衙関連施設についても注意を払うことによって、郡衙の在地社会の中における活動の実態をより具体的に明らかにしていくことができよう。(山中敏史)

[注] (1) 寺内浩「田租の運用法について」『日本政治社会史研究』上、塙書房、1984年。(2) 平川南「古代の内神についてー胆沢城跡出土木簡から発してー」『国立歴史民俗博物館研究報告』45、1992年。(3) 大宝令制定以前の評の支配拠点官衙を指す場合には評衙と呼ぶことにする。(4) ただし、縁辺部と思われる地区に開発の手が迫ってくるおそれのある場合には、問題が生じる以前に遺跡の保存域と開発との調整を早く進める目的をもって、そうした外郭線の検出を絡めた調査から着手することも必要であろう。(5) 阿部義平『考古学ライブラリー50 官衙』ニュー・サイエンス社、1989年、参照。〔参考文献〕山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。

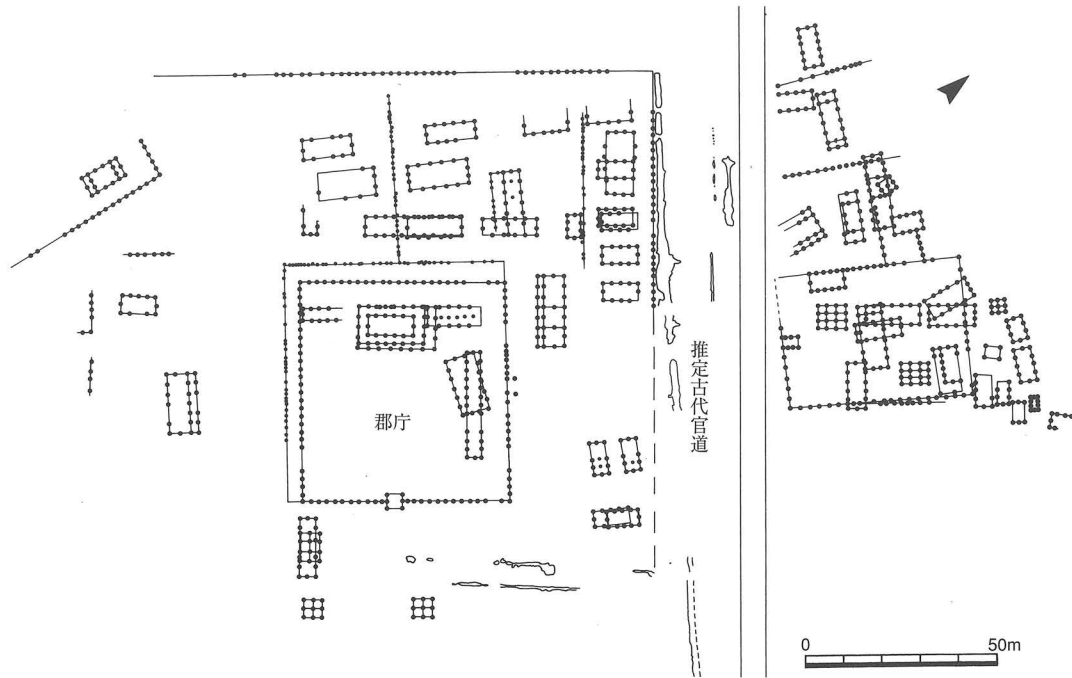


図4 福岡県大ノ瀬官衙遺跡（豊前国上毛郡衙）遺構配置図

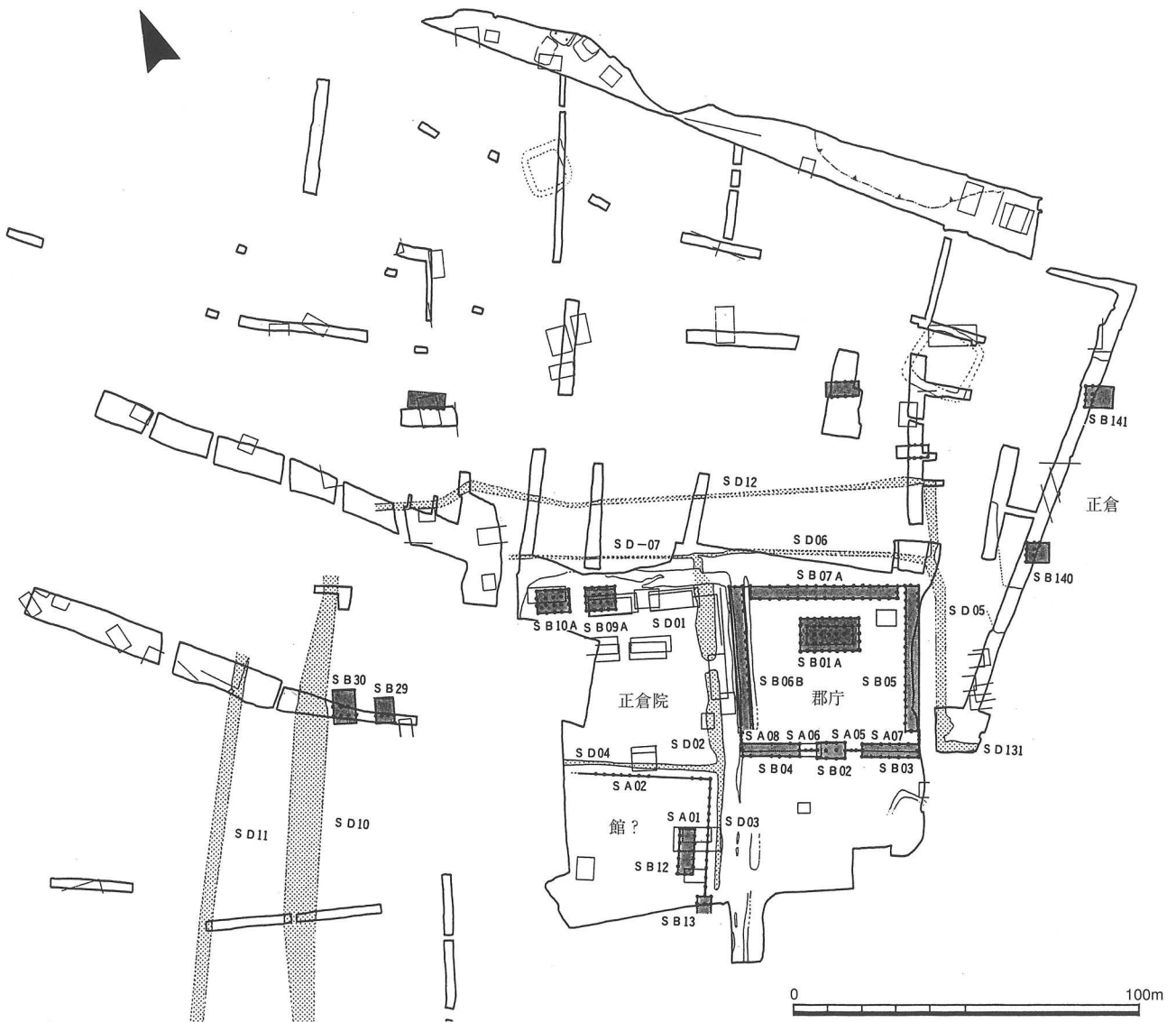


図5 滋賀県岡遺跡（Ⅲ-1期）遺構配置図

## VII-2 郡衙遺跡調査の手がかり

**地名・伝承** 国分寺跡は、その伽藍の跡や法灯を継ぐ現在の国分寺の所在、出土瓦、国分寺の地名などによって、その所在地の多くが明らかにされている。これに対して、各郡の郡衙の所在地を直接的に示す資料はほとんど無い。そのため、郡衙遺跡には開発行為に伴っていわば偶然に発見されたものが多い。

しかし、郡衙の所在地を知る手がかりが全くないわけではない。その手がかりの一つとして注目されているのが「こおり（こほり）」地名である。律令国家の地方行政単位である郡は古くは「こおり」と呼ばれ、その役所である郡衙は「郡家」（こおりのみやけ）と称された。「こおり」地名はこの郡・郡家の古称に由来しており、かつて「こおりのみやけ」の所在地であったために、この地名が遺存した場合が多い。

それは最初に郡衙として確認された茨城県古郡遺跡（常陸国新治郡衙）の「ふるごおり」の地名に代表される。この「こほり」地名には、ほかに「郡（こおり）」、「郡山（こおりやま）」などがあり、郡衙遺跡名にもいくつかみられるとおりである。

次に、郡衙や正倉別院の遺跡の比定にあたって有力な手がかりの一つとされているのが「長者屋敷」「長者原」などの地名や長者伝説の存在である。郡衙や別院には税の田租や出挙稲を収納した正倉が多数おかれていた。かつてそうした多数の稲倉が建ち並んでいたことが長者がいたという伝承となり、長者地名が遺った一因であったとみられる。また、この正倉はしばしば火災（放火）に遭ったことが知られている（Ⅶ-7参照）。そのため、焼けた稲が採集されることが多い。そうした炭化米の存在が長者伝説と結びついたこともあったとみて良い。事実、長者地名や長者伝承の遺るところでは炭化米が出土していることが少なくない。また、郡衙遺跡名にもこの長者地名がみられる。

また、「八並（やつなみ）」「八ツ並」の地名も注目され、正倉が建ち並んでいた様子にちなむ地名と考えられている<sup>(1)</sup>。また、「郡家（こうげ）」「郡家（ぐんげ）」地名が遺るところもある。

上記のような地名や伝承が遺存している場所は郡衙所在地の有力な比定地となる。このような地名は字名などとして残されていることもあるが、そうした地名ではなく田畑一筆ごとなどに地元で通称されている地名もあるので、耕作者や古老などからの聞き取り調査も重要な作業となる。

しかし、地名には、たとえば「郡家（こうげ）」地名のように、「水の乏しい草生地」に由来する「高下」地名に

江戸時代に好字が当てられた可能性が考えられている<sup>(2)</sup>ものなどもあり、また、後世の改変や本来の場所から移動して別の場所に付けられている地名などもある。また、瓦が出土することから寺院跡と伝えられているところもある。したがって、地名や伝承の情報を無批判に鵜呑みにして郡衙比定材料にすることは慎まなくてはならない。

**考古学的な手がかり** 考古学的資料としては遺物の分布がある。とくに前述した炭化米の出土地は有力な手がかりとなる。また、瓦類の出土地も寺院や瓦窯以外では官衙施設にあたる可能性が大であり、重要な情報である。

遺構面では、礎石や土壇・土塁の残存などが手がかりとなる。また、クロープマークやソイルマークも貴重な情報となることもある。前掲の古郡遺跡の調査でもすでに土の乾燥状態の違いなどのソイルマーク情報が注目され、正倉の掘込地業遺構検出の手がかりの一つとされている。

上記のような情報も、前述したように、古老などからの聞き取りによって得られることが少なくない。

**歴史地理的環境** 郡衙は租税の集散の場であり、公的な使臣の宿泊供給の場でもあったから、その所在地は交通の要衝に位置することが多かったとみてよい。そうした点で、古く遡る古道や河川交通の考えられる場所、その水陸交通の結節点などは郡衙比定を求める場合の有力な候補地となる。ただし、郡衙は駅路が通過する郡でも駅路沿いにあったとは限らない点にも注意しておく必要がある。

また、倉庫は高燥の地に設けるべきことが倉庫令にみえるように、正倉院の場所として丘陵や台地上が選ばれていることが多いので、そうした小高い平坦地の得られるような場所も候補地となる。ただし、発掘調査例ではその地区では他所より相対的に低平な場所に設けられている福島県関和久遺跡（陸奥国白河郡衙）の正倉院のような例もあり、柔軟な考え方もまた求められる。

また、郡衙遺跡の近隣には7世紀後半ないし8世紀初め頃に創建された寺院跡や終末期の古墳が存在していることが多い（図1・表1）。こうした寺院跡や古墳所在地の周辺地域も郡衙遺跡を比定する上で注目される場所となる。

いずれにしても上記のような手がかりが複数見いだされるほど郡衙所在地の比定はより蓋然性が高まる。

（山中敏史）

〔注〕(1) 木下良「律令制下における宗像郡と交通」『宗像市史通史編 第二巻 古代・中世・近世』宗像市、1999年。

(2) 中林保「古代因幡の交通路について」『伯業』1971年。



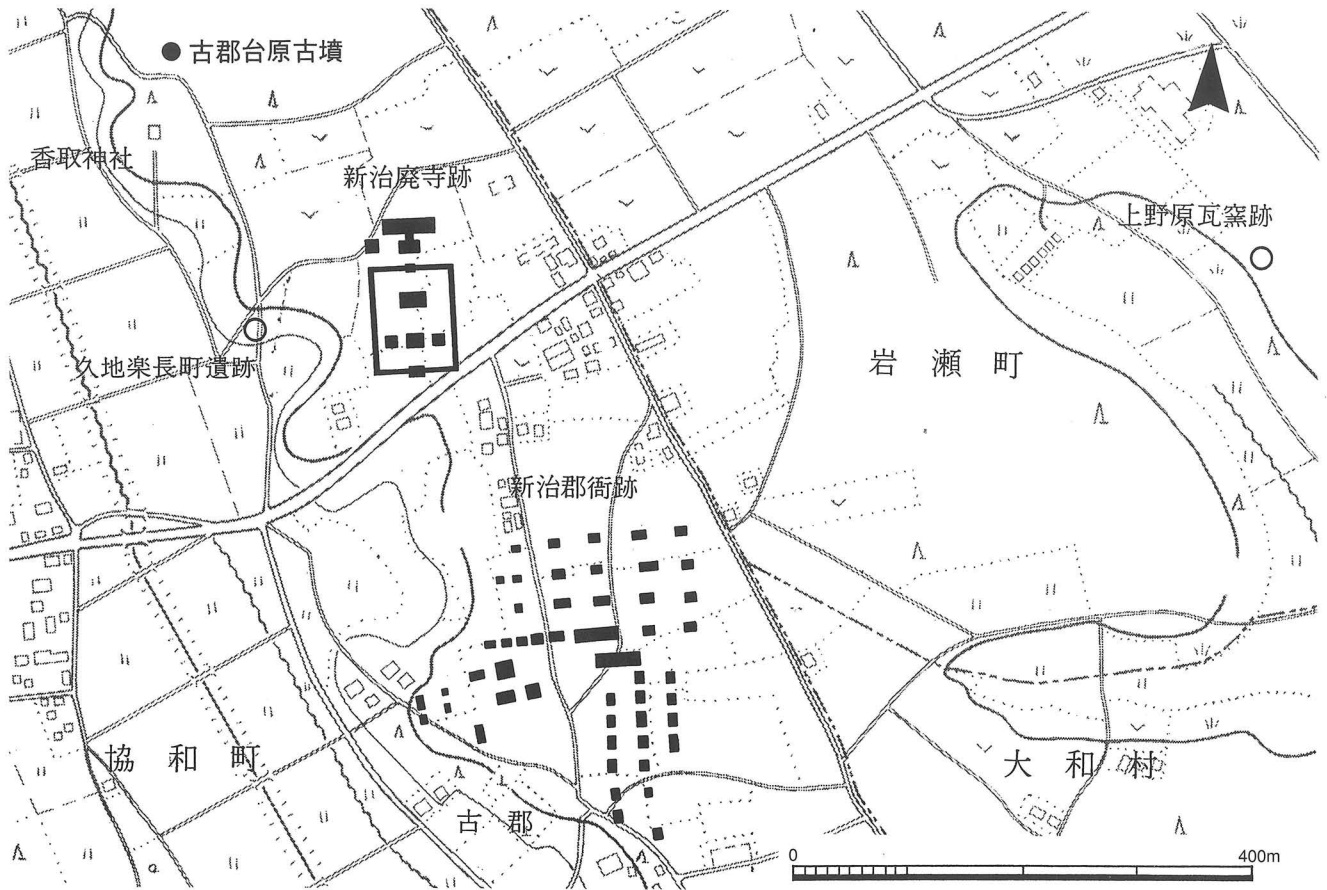


図1 茨城県古郡遺跡（常陸国新治郡衙）とその周辺

表1 郡衙と周辺寺院

国名	郡名	郡衙遺跡名	寺院跡名	国名	郡名	郡衙遺跡名	寺院跡名	国名	郡名	郡衙遺跡名	寺院跡名		
陸奥	賀美	東山	名切谷廃寺	下総	埴生	大畑 I	龍角寺跡	河内	安宿	円明	円明廃寺		
	玉造	名生館官衙	伏見廃寺		武蔵	榛沢	中宿		岡廃寺	摂津	嶋上	郡家川西	芥川廃寺
	名取	(仙台)郡山	郡山廃寺		豊島	御殿前	○		○	丹波	何鹿	青野南	綾中廃寺
	伊具	(角田)郡山	○		都筑	長者原	○		○	因幡	八上	万代寺	土師百井廃寺
	安達	郡山台	郡山台廃寺		幡羅	幡羅	西別府廃寺		西別府廃寺	気多	上原遺跡群	上原南遺跡	寺内廃寺
	白河	関和久	借宿廃寺		橘樹	千年伊勢山台北	影向寺跡		影向寺跡				
	標葉	郡山五番	○		相模	鎌倉	今小路西		千葉地遺跡				
	行方	泉(泉廃寺)	植松廃寺		足下	下曾我	千代廃寺		千代廃寺	会見	長者屋敷	大寺廃寺	坂中廃寺
	磐城	根岸	夏井廃寺		高座	下寺尾西方 A	下寺尾廃寺		下寺尾廃寺				
	常陸	新治	古郡		新治廃寺	甲斐	山梨国		府寺本廃寺	府寺本廃寺	美作	英田	高本
筑波		平沢官衙	中台廃寺	信濃	伊那恒	川	川	勝田	勝間田・平	○			
久慈		長者屋敷	○	駿河	益頭郡	○	○	久米	宮尾	久米廃寺			
下野	那珂	台渡里	台渡里廃寺	志太	御子ヶ谷	○	○	備中	英賀	小殿	英賀廃寺		
	河内	金田西・西坪 B	九重東岡廃寺	遠江	敷智城山・伊場	○	○					伊予	久米官衙
上野	那須	那須官衙	浄法寺廃寺	三河	渥美市	道	○	筑後	御原	小郡官衙	井上廃寺		
	芳賀	堂法田	大内廃寺	美濃	武義弥勒寺東	弥勒寺跡	○					豊前	上毛
上総	新田	天良七堂	寺井廃寺	近江	栗太岡	○	○	肥後	下毛	長者屋敷	相原廃寺		
	海上	西野	今富廃寺	山城	久世正道	久世廃寺	○					肥後	玉名立願寺
	武射	嶋戸東	真行寺廃寺						託麻	神水	水前寺廃寺		

注；○は瓦・墨書土器などにより仏教施設の存在が推定可能なもの。

## Ⅵ-3 郡庁

**一般的特徴** 郡庁に一般的にみられる共通点として次のような点をあげることができる。

①官舎群の中で大型の部類に属す建物数棟で構成される。

②中核的殿舎である正殿とその左右ないし前面左右に配した脇殿とを主たる構成要素とする<sup>(1)</sup>。ただし、脇殿等は省略されることもある。

③正門（後述）または主たる入口からみると、正殿は基本的に正面の奥まった位置に存在する。

④正殿または前殿の前面に前庭（「廳庭」）を設ける。

⑤他の官舎群とは区別される方形を基本とした郡庁域を形成している。ただし、必ずしも周囲を塀や溝で圍繞した明瞭な一院を形成しているとは限らず、長舎<sup>(2)</sup>等の外壁が遮蔽施設を兼ねているような例もある。

⑥郡庁域の規模は方54mほどが平均的規模であり<sup>(3)</sup>、ある程度の規制があったとみられる。この規模は国庁の一般的な規模より一回り小さく、国衙と郡衙との官衙の等級序列を反映するものであろう。

⑦交通路や地形による制約を受けた場合を除くと南面するのを基本としている。

⑧ほとんどが非瓦葺の掘立柱建物で構成されている。

上記のような郡庁の特徴は、官衙政庁としての特徴を示すものであり、①～⑤は国庁などと類似した使われ方がなされていた郡庁の一面を反映しており、国庁における政務・儀式・饗宴と同様の行為が、その形を変えながらも郡庁でも実施されていたことを物語るものであろう。

**郡庁の類型** しかし、郡庁は、建物配置に焦点をあてて分類すると、次のような類型に分けることができる<sup>(4)</sup>。

〔Ⅰ類－口の字型〕 殿舎が左右対称を意識した整然とした方形に配置されたもの。正門の両脇にも回廊か殿舎が配置されるのが特徴である。このⅠ類は四辺に配された建物構造によって次の3類に細分できる。

ⅠA類（長舎連結型）；長舎を口の字形に近接して並べるか、各辺の長舎を塀で結んで方形の一院を形成するもの。福島県泉廃寺（陸奥国行方郡衙）Ⅰ・Ⅱ期、滋賀県岡遺跡（近江国栗太郡衙）Ⅲ－1期などの例がある。「上野国交替実録帳」新田郡項に「東□屋壺宇 西長屋壺宇 南長屋壺宇 □□□壺宇 公文屋壺宇 厨壺宇」とある郡庁も本類にあたと推定できよう。これまでの例では、郡庁院の内部に正殿が独立して設けられている。

ⅠB類（短舎連結型）；短舎を口の字形に近接して並べるか、各辺の短舎を塀で結んで方形の一院を形成するもの。ⅠA類の変化型とみなすことも可能である。鳥取県戸島遺

跡（因幡国気多評衙支所か）の例があるが、郡庁の確例はまだ知られていない。

ⅠC類（回廊型）；回廊が方形に巡って一院をなすもの。宮城県名生館官衙遺跡（陸奥国玉造郡衙）小館地区、茨城県神野向遺跡（常陸国鹿島郡衙）Ⅱ・Ⅲ期などの例がある。これまでの発掘例では、郡庁院の内部に正殿が独立して設けられている。名生館官衙遺跡の例は、短舎の脇殿も伴っており、ⅠC類とⅢ類とを合体したような構造である。〔Ⅱ類－コの字型〕 数棟の殿舎が門の字形に並べられ、左右対称の方形の一面を形成しているもの。脇殿などを塀で結んだり、正殿・両脇殿の外回りに塀を巡らして一院を形成するものもある。

ⅡA類（正殿隔絶型）；正殿が廂付建物などの構造をとり、脇殿などとは連ならず独立しているもの。神野向遺跡Ⅰ期、栃木県上神主・茂原官衙遺跡（下野国第一次河内郡衙）Ⅱ期、岡遺跡Ⅲ－2期、鳥取県万代寺遺跡（因幡国八上郡衙）Ⅱ期、広島県下本谷遺跡（備後国三次郡衙）Ⅱ期などの例がある。

ⅡB類（正殿非隔絶型）；正殿が脇殿と同様の長舎構造をとり、方形域の一辺を構成しているもの<sup>(5)</sup>。岡山県宮尾遺跡（美作国久米郡衙）Ⅰ・Ⅱ期の例があり、万代寺遺跡Ⅰ期の例も本類に含まれる可能性がある。

〔Ⅲ類－品字型〕 正殿・脇殿が左右対称形の品字形に配置されているもの。脇殿が長舎ないし長舎に準じた構造をとらず、正殿前方左右に位置する。宮城県東山官衙遺跡（陸奥国賀美郡衙）、岐阜県弥勒寺東遺跡（美濃国武義郡衙）の例<sup>(6)</sup>がある。

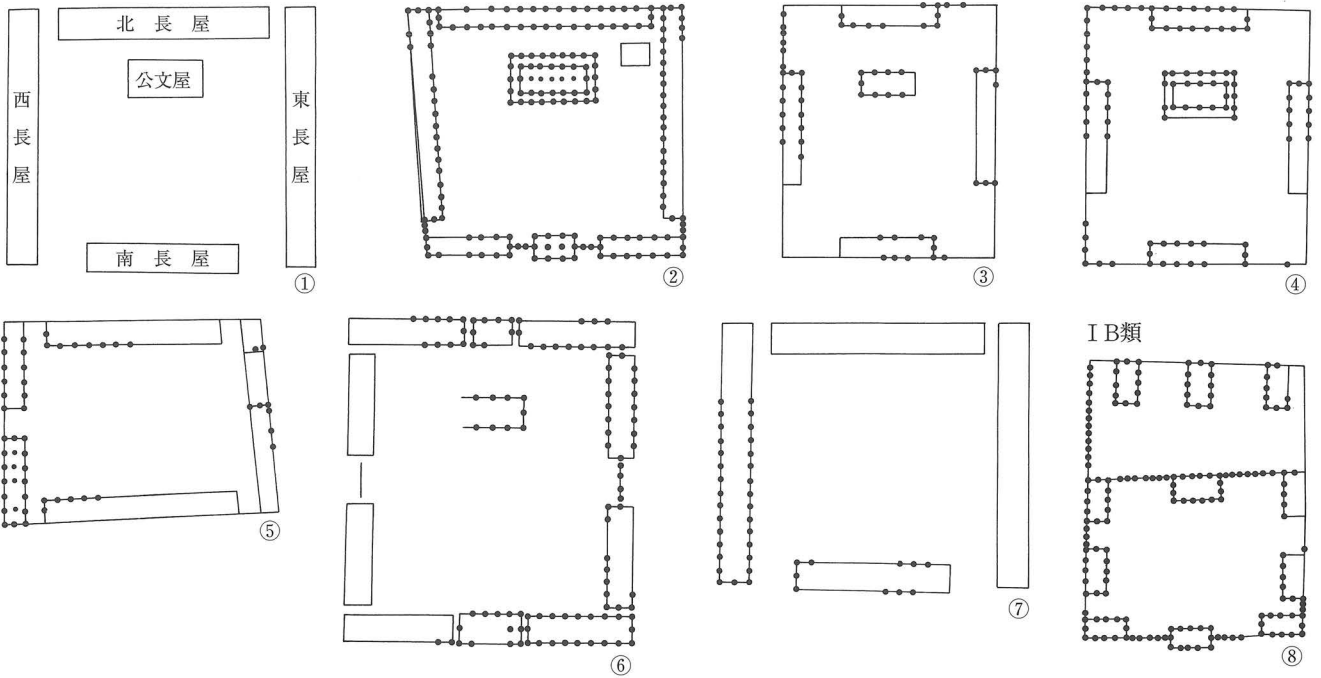
〔Ⅳ類－口の字省略変形型〕 Ⅰ類の口の字型建物配置から片方の脇殿を省略・変形したような左右非対称の建物配置をとるもの。神奈川県今小路西遺跡（相模国鎌倉郡衙）Ⅱ期の例がある<sup>(7)</sup>。

〔Ⅴ類－コの字省略変形型〕 Ⅱ類のコの字型配置から片方の脇殿を省略ないし変形したような左右非対称の配置形態をとるもの。名生館官衙遺跡城内地区上神主・茂原官衙遺跡Ⅰ期、福岡県大ノ瀬官衙遺跡（豊前国上毛郡衙）の例がある。

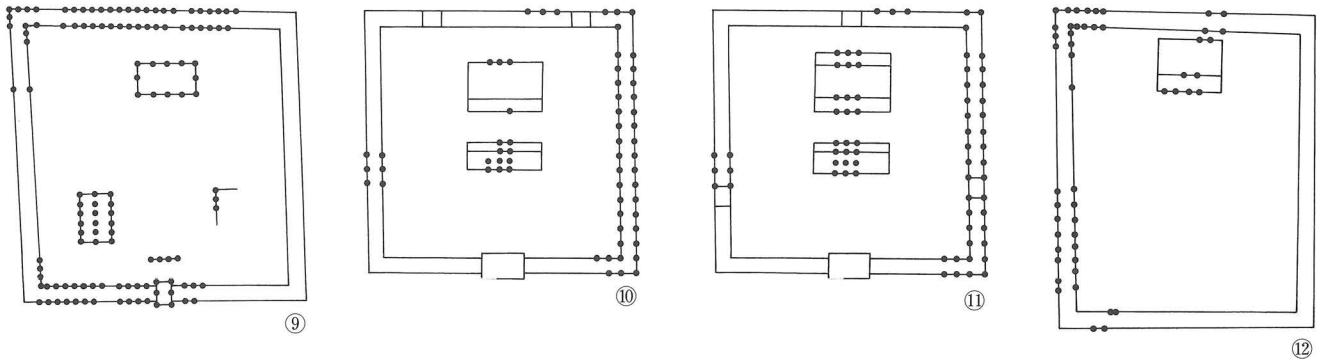
〔Ⅵ類－品字省略変形型〕 Ⅲ類の品字型配置から片方の脇殿を省略・変形したような左右非対称の建物配置を伴うもの。東山官衙遺跡Ⅱ期の例がある。茨城県古郡遺跡（常陸国新治郡衙）中央部の建物群は東の脇殿を欠き正殿の東や北に殿舎を付加したような配置で、郡庁であるとすれば本類に含まれる。正道遺跡Ⅲ期も山背国久世郡衙であるとすれば、やはりⅢ類の変形例となる。

〔Ⅶ類－両脇殿省略型〕 明瞭な脇殿を伴わないもの。泉廃寺Ⅳ期や鳥取県上原遺跡群（因幡国気多郡衙）Ⅰ区B群

I A類



I C類



①上野国新田郡庁の復元

(『上野国交替実録帳』による)

- ②岡遺跡(近江国栗太郡衙) III - 1 期
- ③泉廃寺(陸奥国行方郡衙) I 期
- ④泉廃寺(陸奥国行方郡衙) II a 期
- ⑤嶋戸東遺跡(上総国武射郡衙) 前期
- ⑥小郡官衙遺跡(筑後国御原郡衙) II 期
- ⑦御殿前遺跡(武蔵国豊島郡衙) I b 期
- ⑧戸島遺跡(因幡国気多評衙支所か)
- ⑨名生館官衙遺跡(陸奥国玉造郡衙)  
小館地区
- ⑩神野向遺跡(常陸国鹿島郡衙) II 期
- ⑪神野向遺跡(常陸国鹿島郡衙) III 期
- ⑫御殿前遺跡(武蔵国豊島郡衙) V 期
- ⑬上神主・茂原官衙遺跡  
(下野国河内郡衙) II 期
- ⑭下寺尾西方A遺跡  
(相模国高座郡衙) 前期
- ⑮万代寺遺跡(因幡国八上郡衙) II 期

II A類

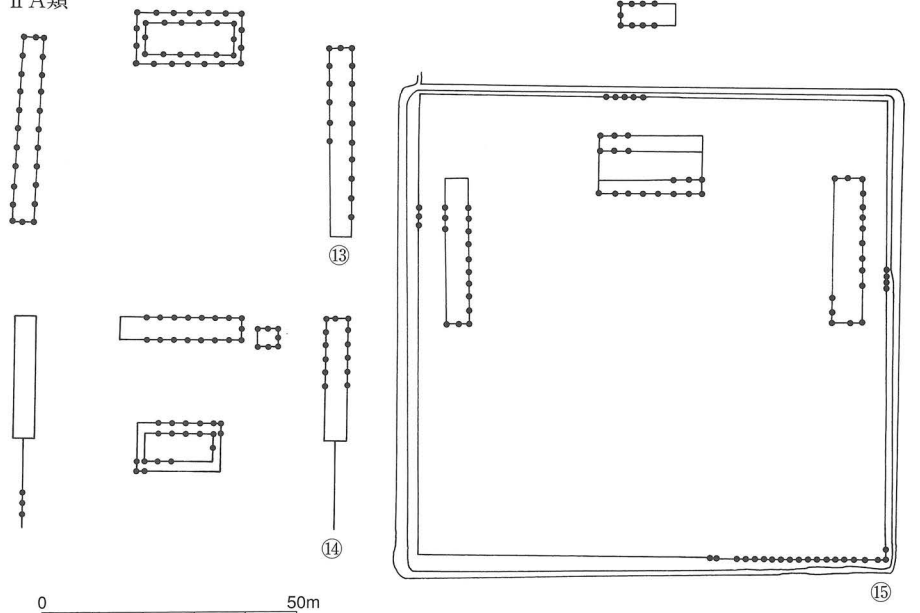
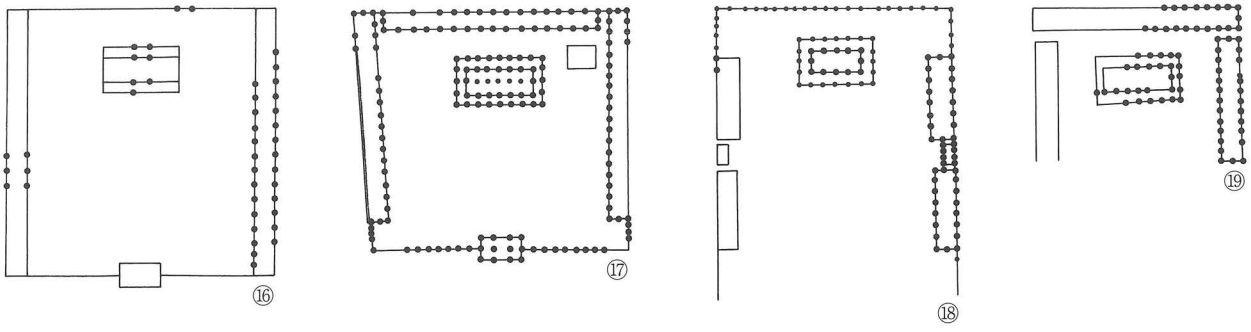
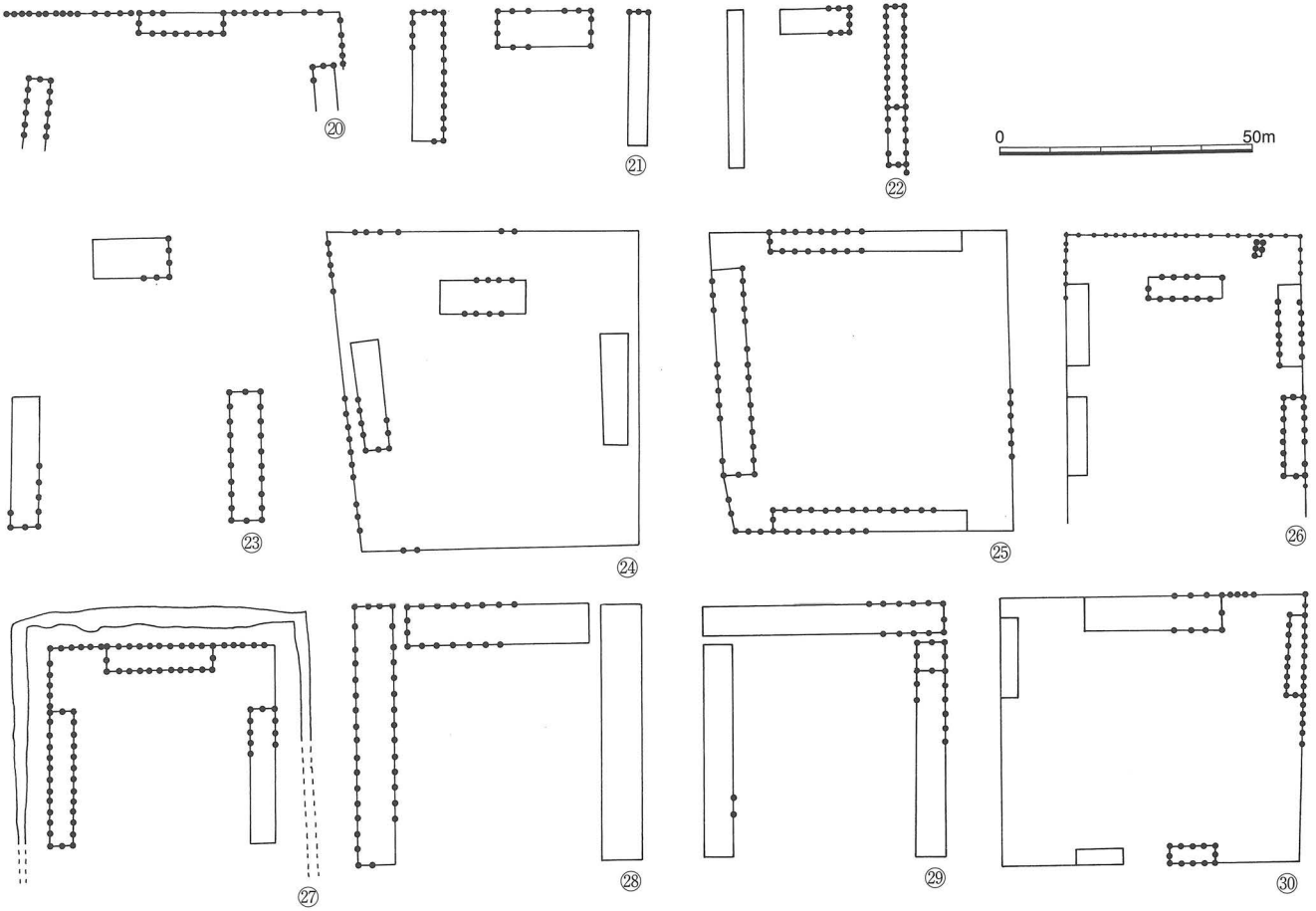


図1 郡庁の諸類型1

II A類



II B類



III類

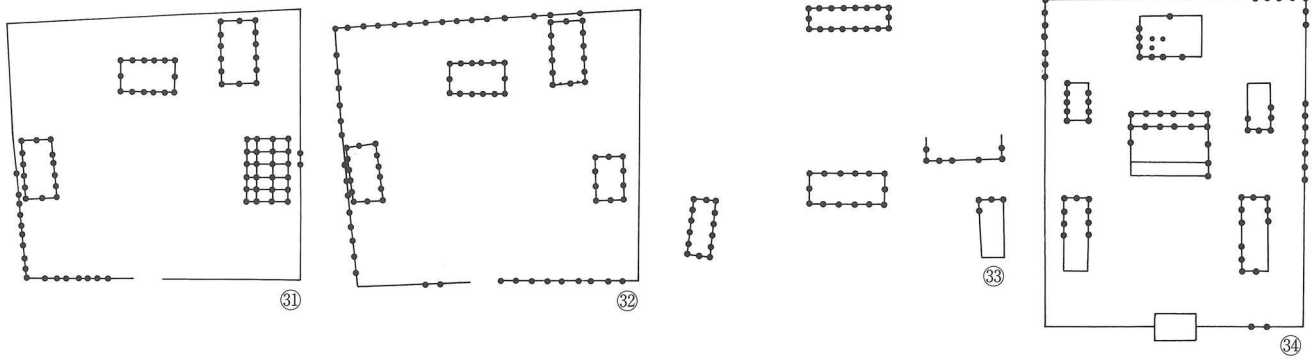
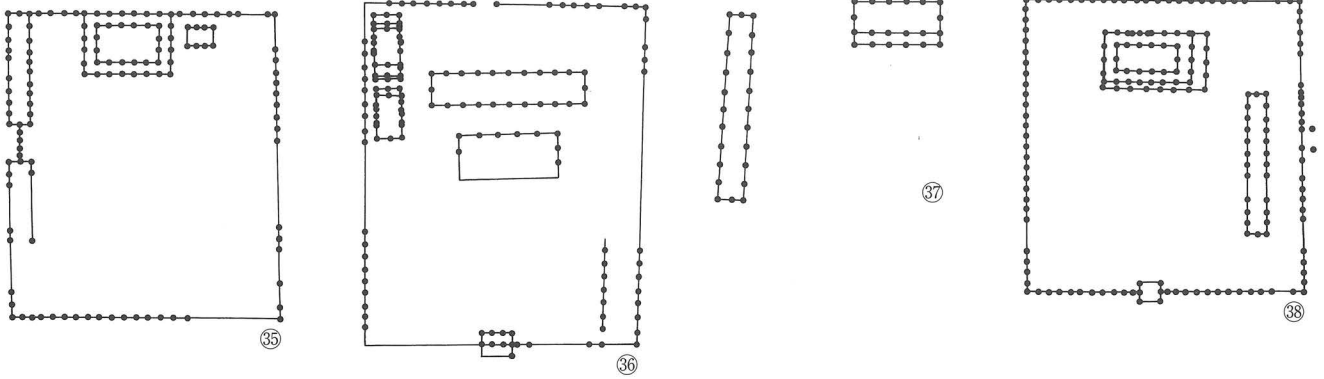
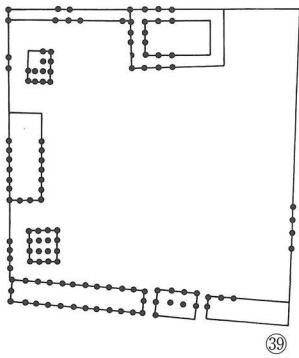


図2 郡庁の諸類型2

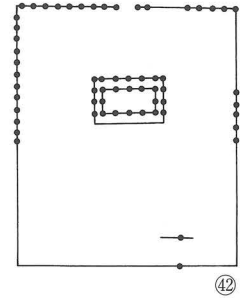
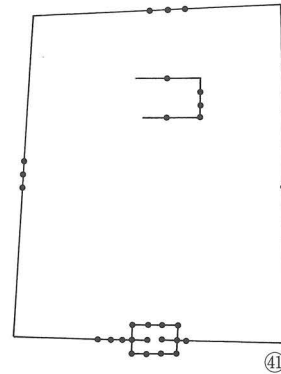
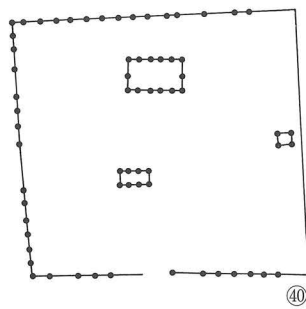
V類



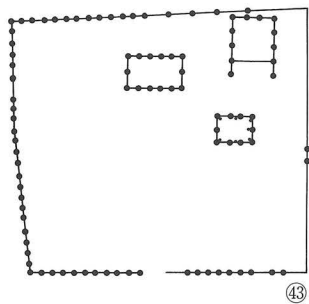
IV類



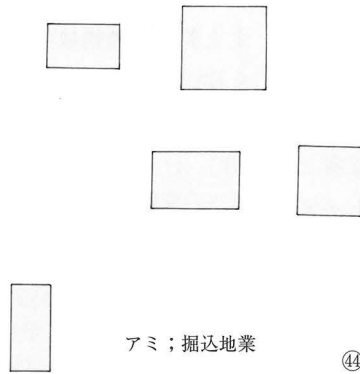
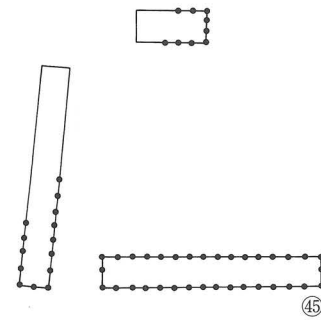
VII類



VI類



VIII類



- ⑬ 神野向遺跡 (常陸国鹿島郡衙) I 期
- ⑭ 岡遺跡 (近江国栗太郡衙) III - 2 期
- ⑮ 下本谷遺跡 (備後国三次郡衙) II 期
- ⑯ 有田遺跡 (筑後国早良郡衙)
- ⑰ 根岸遺跡 (陸奥国磐城郡衙) II 期
- ⑱ 山宮阿弥陀森遺跡 (因幡国気多郡衙)
- ⑲ 久米官衙遺跡 (伊予国久米郡衙) I 期
- ㉑ 長者原遺跡 (武蔵国都筑郡衙) b 期
- ㉒ 御殿前遺跡 (武蔵国豊島郡衙) IV 期
- ㉓ 今小路西遺跡 (相模国鎌倉郡衙) I 期
- ㉔ 下本谷遺跡 (備後国三次郡衙) IV 期
- ㉕ 宮尾遺跡 (美作国久米郡衙) I 期
- ㉖ 万代寺遺跡 (因幡国八上郡衙) I 期
- ㉗ 古志本郷遺跡 (出雲国神門郡衙) I 期
- ㉘ 久米官衙遺跡 (伊予国久米郡衙) II 期
- ㉙ 東山官衙遺跡 (陸奥国賀美郡衙) III 期
- ㉚ 東山官衙遺跡 (陸奥国賀美郡衙) IV 期
- ㉛ 根岸遺跡 (陸奥国磐城郡衙) III 期
- ㉜ 弥勒寺東遺跡 (美濃国武義郡衙)
- ㉝ 名生館官衙遺跡 (陸奥国玉造郡衙) 城内地区
- ㉞ 泉廃寺 (陸奥国行方郡衙) III 期
- ㉟ 上神主・茂原官衙遺跡 (下野国河内郡衙) I 期
- ㊱ 大ノ瀬官衙遺跡 (豊前国上毛郡衙)
- ㊲ 今小路西遺跡 (相模国鎌倉郡衙) II 期
- ㊳ 東山官衙遺跡 (陸奥国賀美郡衙) V 期
- ㊴ 三十三間堂遺跡 (陸奥国亶理郡衙)
- ㊵ 泉廃寺 (陸奥国行方郡衙) IV 期
- ㊶ 東山官衙遺跡 (陸奥国賀美郡衙) II 期
- ㊷ 古郡遺跡 (常陸国新治郡衙)
- ㊸ 長者原遺跡 (武蔵国都筑郡衙) a 期

図3 郡庁の諸類型3

の例がある。これには、泉廃寺Ⅳ期や東山官衙遺跡Ⅴ期のように正殿以外には顕著な建物を伴わないものと、後殿やその左右の脇殿を設けるものがある。

〔Ⅷ類-その他〕 上記の7類に含まれないもの。岡遺跡Ⅱ期では長舎2棟がL字形に並ぶ配置をとると考えられている。これは造営過程における仮説的な段階を示すとも考えられるが、郡庁初期段階には明確な正殿を欠く構造も一タイプとして存在したかもしれない。

このように、郡庁の構造には多様な類型があり、他の官衙施設などとの相互関係が明らかにならないと、その官衙ブロックを郡庁と確定できない場合も少なくない。とくにⅥ～Ⅷ類は、周囲を圍繞する施設の確認や周辺地区の調査が進んでいない段階では、この建物ブロックだけから郡庁と判断することは容易でない。

**郡庁の門** 前述したように郡庁の門は国庁の門とともに公門とされている(Ⅶ-1参照)。この門の格付けから、郡庁は行政実務を専らとする施設であったのではなく、儀礼的行為を執りおこなう場としても位置づけられていたことを推察できる。この郡庁の門には、福島県泉廃寺(陸奥国行方郡衙)Ⅲ期や岡遺跡など八脚門形式の例がみられ、公門とされている郡庁門の格式の高さを反映している。

しかし、名生館官衙遺跡小館地区や大ノ瀬官衙遺跡の例は四脚門であり、東山官衙遺跡の例は棟門の可能性があり、泉廃寺Ⅰ・Ⅱ期の例は長屋門とみられる。また、上神主・茂原官衙遺跡例のように門とみられる明瞭な遺構が検出されていない例も少なくない。

このように郡庁の門の形式には郡庁の殿舎構造や配置と同様に多様性がみられ、公門と位置づけられていても必ずしも統一された形式や規格に従って造営されたわけではなく、各郡やその時々の諸状況に応じた構造が採用されることが多かったことを示している。

**郡庁の変遷と機能** 郡庁の場合は、名生館官衙遺跡・泉廃寺・東京都御殿前遺跡(武蔵国豊島郡衙)のように、建て替えごとに構造が大きく変化したり、郡庁の設置場所が移動したりしている例があり、国庁にみられるような踏襲性・連続性は相対的に希薄である。また、郡衙の所在地自体が移転している例もある。こうした郡庁の非連続性は、地域の実情に即した実質的な人民支配を遂行する実務の中核施設として位置づけられていたこと、また、郡庁で実施される儀式・饗宴の多くの部分が各郡ごとの独自の方式に委ねられていたこと、そして、それらが在地の諸条件などによって影響を受け変容し易かったという側面を反映するものであろう。

一方、弥勒寺東遺跡のように基本的に同じ構造が長期間踏襲されている郡庁も例外的にみられる。今後は、こうし

た郡庁の踏襲性が強い郡と変化の大きな郡とを比較対照することによって、郡庁の機能や郡司の動向を含めた在地社会の動向を浮彫りにできるかもしれない。

ところで、上記の郡庁類型とその出現時期との関係を整理すると、7世紀後半代の郡庁創設期からⅠB・ⅠC・ⅡA・ⅡB・Ⅴ類がみられ、8世紀後半以降にⅠA類が出現しており、弥勒寺東遺跡ではⅢ類が踏襲されているように、各類型を時期差と捉えることはできない。

しかし、郡庁を全体として眺めた場合には、ⅠA・ⅠB・Ⅱ・Ⅴ類など長舎やそれに準じる構造の建物を多用した口の字・コの字型配置やそれらの省略変化型の郡庁は古い段階に多く認められ、ⅠC・Ⅲ・Ⅶ類はやや後出して普及するという変遷の傾向があった可能性はある。

前者の長舎を伴う構造は、宮中核施設の構造や長舎主体で構成されている藤原宮の曹司などと類似しており、後者の品字型配置は平城宮兵部省や宮内省などの曹司配置との類似性が認められる。郡庁の構造はそうした宮城施設の構造の影響も受けて創出されたスタイルであった可能性がある。また、Ⅶ類の郡庁は、脇殿などでおこなわれていた実務の一定部分が、分化独立した曹司など郡庁の外部でおこなわれるようになったことや、大型の正殿と前庭をより重視した儀式構造への変化を反映するものかもしれない。

今後の調査では、個々の殿舎の構造や規模、郡庁内の出土土器の器種構成などを踏まえ、郡庁の使われ方についても検討を加え、その構造の違いや変化の意味についても解明していく作業が必要である。(山中敏史)

〔注〕(1) 神野向遺跡の郡庁では長大な脇殿を配した構造から回廊への変化がみられるので、回廊構造は長大な脇殿や後殿等の変化型とみておきたい。(2) 以下、桁行7間以上の細長い平面形の建物を長舎、これより桁行の短い建物を短舎と仮称する。(3) 方300尺ほどの特異な規模を示す鳥取県万代寺遺跡(因幡国八上郡衙)Ⅱ期郡庁を除くと、東西54m・南北55mの平均値となる。(4) 本稿では筆者のかつての類型区分を一部修正した。(5) これらの例では、独立した正殿が、礎石立ちなどであったために失われ、検出されなかった可能性も皆無ではない。とすればこれらもⅡA類に含まれることになる。ただし、7世紀中葉以前とされる愛媛県久米官衙遺跡政庁Ⅰ・Ⅱ期は本類の一種に含まれるかもしれない。(6) 弥勒寺東遺跡例は脇殿が桁行6間と短い、北側にも脇殿が並ぶ時期があることを考慮すると、コの字型ⅡA類の一種に含めるべきかもしれない。(7) 今小路西遺跡Ⅰ期も同じ場所で建て替えられたⅡ期との連続性を考えると本類に含めることが可能であるが、独立した正殿が存在しない点が他と異なる。

〔参考文献〕 山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。

郡 衙 遺 跡 名	国名	郡名	AD. 700				800				900				1000				備 考	
東山官衙 名生館 三十三間堂 泉(泉廃寺) 根岸 古郡 神野向 上神主・茂原 嶋戸東 御殿前 長者原 今小路西 下寺尾西方A 弥勒寺東 岡 万代寺 上原遺跡群 古志本郷 宮尾 下本谷 久米官衙 有田 小郡 大ノ瀬官衙	陸奥	賀美	不明				VI				III				VII				各類型の時期は不明	
			V (城内)				不明				IC (小館)									
											VIIカ									
			IA				IA				V				VII					
			VII				II B				III									
							VI													
							II A				IC				IC					
			V				II A				移転カ									
							IA				VIIカ									
			IAカ				不明				VIIカ				II Bカ					IC
	常陸	新治	VIII				II B				不明									
							II B				IV				移転カ					
			II A				VII													
			VII				IA				IA				不明					
							II Bカ				II A									
			II Bカ (IIIa区)				不明				VII (I区)									
							II B				不明									
			II Bカ				II B				不明									
							II A				II A				II B					
			II Bカ				II B				不明									
下野	河内	II Bカ				II B														
		II Bカ				II B														
		II Bカ				II B														
		II Bカ				II B														
		II Bカ				II B														
		II Bカ				II B														
		II Bカ				II B														
		II Bカ				II B														
		II Bカ				II B														
		II Bカ				II B														
上総	武蔵	II				VIカ														
						V														

注；破線は、存在が不確定な期間。波線は郡衙とは異質な性格と考えられる期間。郡庁類型が判明するものを掲載。

図4 郡庁類型の変遷

表1 郡庁の規模

郡 衙 遺 跡 名	国名	郡名	東西長 (m)	南北長 (m)	郡 衙 遺 跡 名	国名	郡名	東西長 (m)	南北長 (m)
東山官衙 I～V期	陸奥	賀美	57	52	下寺尾西方 A 前期		高座	66	40以上
名生館官衙(城内地区)		玉造	53	61	下寺尾西方 A 後期		高座	62	40以上
名生館官衙(小館地区)			(55)	58	弥勒寺東	美濃	武義	47～50	60～64
三十三間堂		日理	50	60	岡 III-1・2期	近江	栗太	52	50
泉廃寺 I期		行方	43	50	(花園鷹司)	山城	葛野	(40)	(50)
泉廃寺 II a期			44	51	(正道 II期)	因幡	久世	42以上	(30)
泉廃寺 II b期			44	52	(正道 III期)			(40)	(50)
泉廃寺 III期			55	68	万代寺 I期		八上	35以上	51
根岸 II期		磐城	(66)	25以上	万代寺 II期			92	91
根岸 III期			(63)	(43～50)以上	山宮阿弥陀森	出雲	気多	(50)	26以上
神野向 I期	常陸	鹿島	53	52	(戸島)	美作		45	56/33
神野向 II・III期			53	51	古志本郷 I期	備後	神門	(48)	42以上
上神主・茂原官衙	下野	河内	70	45	宮尾 I・II期	伊予	久米	45	40以上
嶋戸東前期	上総	武射	(53)	(40)	下本谷 II・III期		三次	53	43以上
御殿前 I b期	武蔵	豊島	25以上	34以上	久米官衙 I期	筑前	久米	(35)	33
御殿前 IV期			38以上	64	久米官衙 II期	筑後		(45)	45
御殿前 V期			33以上	68	有田		早良	(40)	31
長者原 b期		都筑	(50)	(58)	小郡官衙 II期		御原	(56)	63
今小路西 I期	相模	鎌倉	50	50	小郡官衙 III期			32以上	40以上
今小路西 II期			46	48	大ノ瀬官衙	豊前	上毛	53	59

注；数字は四捨五入してm単位にした。( )内の遺跡は参考例。( )内の数字は推定値または概数。不整形の場合は平均値の概数。戸島遺跡の南北長33mは南郭部分の長さ。山宮阿弥陀森遺跡は上原遺跡群の一部。

## VII-4 正倉の建築構造

**倉と屋** 正倉の建物には倉と屋とがあり、文献史料や正倉院の調査例から、倉は総柱建物構造の高床倉庫、屋はほとんどが側柱建物構造で無廂の土間ないし平地床の倉庫であったことが知られる。総柱高床倉庫には、側柱の柱穴が内部より一回り大きい側通柱構造とみられるものと、内外ともに均一の規模の掘りかたを伴う総束柱構造とみられるものがある（『官衙Ⅰ』Ⅵ-3参照）。

天平期の諸国正税帳にみえる正倉の内訳では、倉が約94%、屋が約6%の割合であり、穎穀の湿気防止に適した高床倉庫が多用されている。とくに穀稲（稲粃）倉庫では、倉が約98%を占め、屋（穀屋・穀借屋）は約2%で動用穀収納施設のごく一部に採用されているにすぎない。この傾向は10世紀初めの「越中国官倉納穀交替記」においても変わらず、永年貯積を目的とする穀稲収納施設の特徴をよく示している。このように、総柱高床構造の正倉遺構のあり方は、不動穀制の変遷を考古学的に検証できる有力な指標となる。

穎稲収納施設の場合も、天平期の正税帳では倉が約88%を占めており、やはり高床倉庫が主体となっていた。しかし、屋総数の約86%は穎屋や穎借屋であり、屋は主に穎稲収納用倉庫として用いられたことが判明する。そして、「越中国官倉納穀交替記」では穎屋が穎稲収納施設の約40%~80%を占めている。また、宮城県東山官衙遺跡（陸奥国賀美郡衙）・茨城県平沢官衙遺跡（常陸国筑波郡正倉）・栃木県中村遺跡（下野国第二次芳賀郡衙）などでも新しい時期には側柱建物の数が増え、時期が下るにしたがって穎屋の占める割合が増加した可能性が高い。

このように穎稲収納施設として倉の代用施設ともいえる屋が利用されたのは、穎稲が種粃や食糧としての出挙や官衙運営経費などとして運用され、出納頻度が高く新稲とも入れ替わる稲であったため、屋でも湿損の心配が少なく、また出納の便が考慮されたためであろう。

ただし、正倉地区で検出される側柱建物の中には、穎穀の出納事務用や正倉管理用の官舎などが含まれていた可能性もある。兵庫県吉田南遺跡（播磨国明石郡衙。Ⅶ-8、図1参照）の総柱高床倉庫群と並ぶ廂付建物はその一例であろう。したがって、側柱建物が屋なのか他の官舎にあたるかは、高床倉庫群との配列状況や建物の格式や構造などから総合的に判断する必要がある。

**倉下** このほかに、高床倉庫の床下を二次的な収納空間として利用したとみられる「倉下」もわずかにみえる。総柱建物の側柱筋に伴う柱筋溝状遺構には、この「倉下」の

壁の据付痕跡が含まれている可能性もあろう。

**穀倉と穎倉** 正倉の高床倉庫に総柱構造が採用されているのは、稲の荷重を支えるために束柱が欠かせなかったからである。とくに穀倉の場合は、穎稲の約2倍強の比重を有する穀稲が収納されるため、穎倉より大きな加重がかかる。そして、穀稲はバラ積みで貯積される。そのため、穀倉には荷重に耐える堅固な構造や計量に適した平滑な内平面をもち隙間がない壁・床構造、塞等の設備が欠かせず、その造営には穎倉より高度な建築技術が必要とされた。したがって、穀稲収納用として造営された倉に穎稲を収納することはできたが、穎稲用として造営された倉には、強度や床・壁の緻密度などの制約で穀稲を貯積することは困難であったとみられる。

一方、穎稲の荷重は穀稲に比べて軽く、穀倉ほどの強度は必ずしも要求されなかったとみられる。民間施設である倉が借倉として穎稲収納用に利用されることが多かったことや、和泉監の正倉分析によって、不動倉・動用倉の存在形態が各郡を通じて画一的であるのに対して、地域差が顕著であるとされている<sup>(1)</sup> ことなどは、穎倉の造営には穀倉のような建築技術が不可欠ではなかったことを示しており、穎倉には多様な存在形態をとりやすい面があったことを物語っている。そうした点では、初期正倉の穎倉には、一部に、弥生・古墳時代にみられるような平面正方形に近い側柱構造の古いタイプの高床倉庫が利用されたケースもありうるかもしれない<sup>(2)</sup>。

上記のような点を考慮すると、柱径や柱筋の通り具合など遺構の上にも穀倉と穎倉との差が現れている可能性もあり、今後の遺構の詳細な観察・分析によって両者を識別する糸口を見いだすことが課題となる。

**正倉建物の基部構造** 天平11年度「伊豆国正税帳」では、「正倉」85棟のうち、「在礎」7棟と記されており、礎石建物の倉は8%とわずかであったことが知られる。栃木県那須官衙遺跡（下野国那須郡衙）・埼玉県中宿遺跡（武蔵国榛沢郡衙）・岐阜県弥勒寺東遺跡（美濃国武義郡衙）などの正倉院でも、掘立柱の倉が礎石立ちの倉より相対的に先行して造営されており、8世紀半ば頃までは掘立柱が主体をなしていたことがうかがえる。

しかし、8世紀後半以降になると礎石立ちの倉の比率が増す正倉院がみられるようになる。そして、関東以北では、総地業・坪地業・布地業など各種の礎石下基礎地業を伴う倉が数を増す。正倉の屋や他の官舎では9世紀以降もほとんどが掘立柱の構造をとっているのに比べて、正倉の倉では礎石建物が採用されている割合が高くなる。それは、穀稲の荷重に対する地耐力を高め、穀稲の永年貯積を目的とした倉の耐用年数の長期化が意図されたこと、不動倉や動



表1 正税帳にみえる正倉の種類

国名 (年度)	郡名	総数	不動蔵倉	動用蔵倉	類借倉・ 類借倉	緋色稲納倉	空倉	精倉・ 精借倉	義倉・ 信納義倉	粟倉・ 粟借倉	穀屋・ 穀借屋	穎屋・ 穎借屋	空屋	穀倉下	穎倉下
大倭 (730)	(全郡)	141	2	32	23	84									
	平群市	6		1	2	3									
	十城山	8		1	1	6									
	邊上	16	1	4	3	9									
	添	8		1	1	5									
尾張 (730)	(全郡)	168	64	26	63?	15									
紀伊 (730)	(全郡)	91	19	21	24	17	7	2	1						
越前 (730)	(全郡)	343	41	88	85	63	20	8	34	1	2	1			
	敦賀	16	2	7	3	3									
	生野	51	9	13	8	16									
	足羽	54	6	15	11	18									
	大野	59	4	13	22	4									
	坂井	64	10	18	12	5									
	江沼	45	3	13	13	1									
	加賀	54	7	9	16	2									
	(全郡)	54	15	4	6	16	5	3							
	智夫	12	3	1	2	4									
	海部	12	5	1	1	3									
	周吉	17	5	1	1	5									
	役	13	2	1	2	4									
尾張 (734)	知多カ	33	7	6	6		4	1							3
周防 (734)	某郡	28	6	5	15										
	吉敷	35	14	3	16										
摂津 (736)	東成カ	10	3	3	2					2					
	出水カ	15		1	13										
薩摩 (736)	高城カ	10	1	1	6カ										
	薩摩カ	6		1	4カ										
長門 (737)	(全郡)	207	41	58	69	31	8								
	日田	19	5	3	8										
豊後 (737)	球珠	19	5	5	7										
	駿河カ	42	21	2	13		2								
和泉 (737)	(全郡)	68	21	5	14	1	19								
	大鳥	29	8	2	5	1	11								
	和泉	23	10	2	3	4									
	日根	16	3	1	6	4									
	(全郡)	250	115	14	67	14	13								
駿河 (738)	志太	28	13	2	6	2	1								
	有度カ	39	?	?	?	3									
周防 (738)	(全郡)	166	54	34	43	14	7								
	伊豆	85	26	6	37	12	4								
合計		1790	460	318	511	133	169	69	8	9	15	80	8	2	8

用倉を高質化し国家の威信や支配の正統性の誇示が図られたことによるものであろう。

この礎石立ちの倉は先行する掘立柱の倉をほぼ同位置で建て替えたものである場合が多いので、礎石建物倉庫を検出した場合には下層遺構の有無確認をおこない、正倉院の変遷を明らかにする作業が欠かせない。

ところで、この掘込地業などを伴う正倉の確例は現状では中部地方以西では検出されていない。一方、福島県根岸遺跡（陸奥国磐城郡衙）や宮城県角田郡山遺跡（陸奥国伊具郡衙）などでは掘込地業を伴う正倉が7世紀末ないし8世紀初め頃には造営されている。今後の正倉遺構の調査においては、こうした基礎地業の有無あるいは礎石下基礎地業方法の違いが、正倉造営土木技術の地方差・時期差や倉の性格の違いを示すか否かなどを十分意識した検証作業が求められよう。

**壁** 正倉の壁体構造には、丸木倉・甲倉（構木倉・格倉）・板甲倉・板倉・土倉・塗壁屋・草屋などがあったことが正税帳などから知られる。丸木倉は丸太による校倉組。甲倉は東大寺正倉院宝庫の南倉・北倉に代表される断面三角形の角材を井桁に組み上げた校倉造。板甲倉は厚板による校倉組。板倉は板材を柱の溝に落しはめる構造で、東大寺正倉院宝庫中倉にみられる。土倉・塗壁屋は土壁構造、あるいは防火の手法として甲倉や板倉の表面に壁土を塗ったもの<sup>(3)</sup>。草屋は茅壁など構造とみられる。

このうち、和泉監諸郡にみられる丸木倉は、桁行20尺以下の小規模なもので、収納物のわかる例がすべて穎稻であることから、穎稻収納専用の倉であったと考えられている。丸木倉は、壁面構造や強度から稲刎バラ積みには適さない構造であったとみてよからう。このほかに、草屋もバラ積みした稲刎の圧力に耐える壁構造ではないので、穎屋として用いられたとみてよからう。

**屋根葺材** 瓦葺の正倉は、中部地方以西では丸・平瓦がわずかに検出されている福岡県下高橋官衙遺跡（筑後国第二次御原郡衙）などがみられる程度で、現状では関東以北に集中しており<sup>(4)</sup>、地域的な特色を示している。この瓦葺正倉は、いずれも高床倉庫の例であり、瓦葺の屋とみられる例は知られていない。

福島県関和久遺跡（陸奥国白河郡衙）や前掲の角田郡山遺跡などでは7世紀末ないし8世紀初頭に遡る瓦葺の倉が確認されており、那須官衙遺跡などでは8世紀中葉、中村遺跡では8世紀後半に瓦葺が採用されている。このように瓦葺が採用される時期は郡によって異なるが、7世紀末から8世紀中葉頃までの例が一般的である。

しかし、瓦葺がみられる正倉院でも瓦葺は特定の倉に限られており、圧倒的多数が非瓦葺建物であった。また、瓦

葺きが認められる例でも瓦の出土量がわずかである場合が少なくない。したがって、瓦葺については、出土瓦の種類や出土量の分析によって総瓦葺か葺棟か鬘斗棟かを明らかにする必要がある（Ⅲ-1参照）。

また、軒平瓦類部の朱線の有無確認も重要で、那須官衙遺跡や栃木県多功南原遺跡（下野国河内郡衙）、上神主・茂原官衙遺跡（下野国第一次河内郡衙か）などでは、その観察によって瓦葺の倉が丹塗りの建物であったことが判明している。こうした丹塗りの倉は一般の倉とは区別され、法倉と呼ばれた特別の倉であった可能性が高い（Ⅲ-3参照）。

瓦葺の正倉の造営には国衙が「造瓦倉所」という造営組織を設けるなどして直接的に関与していたことが判明している。「都賀郡瓦倉×」、「造瓦倉所解×」と記された下野国衙跡出土の木簡はそれを示す資料である。その一端は瓦の製作技法の分析や瓦窯との関係などを通じて解明されつつある（Ⅲ-2参照）。

非瓦葺屋根の葺材の検出例には前掲の東山遺跡がある。ここでは総柱礎石建物倉庫の雨落ち溝から炭化米とともに炭化した萱が出土しており、萱葺の穀倉であったと推定されている<sup>(5)</sup>。火災にあった正倉の場合には、炭化材の観察からこうした屋根葺き材を復元できる場合もある。

このほかに、正倉の屋根葺き材には板・桧皮も存在したとみられる。また、『貞観交替式』（「応早作土屋及被焼損官稲填納事」延暦5（786）年8月7日）によると、屋根に防火用の土をのせた「土屋」の造営が奨励されている。その「土屋」の泥土の上には、土が雨で流れ落ちないように草や板が葺かれた。焼失した正倉ではこうした屋根葺きの土が遺存している場合もありうる。（山中敏史）

〔注〕(1) 舟尾好正「古代の稲倉をめぐる権力と農民（下）-和泉地方を中心として-」『ヒストリア』74、1977年。(2) これまでに正倉院で検出されている側柱建物は、桁行の大小を問わず矩形を呈しており、史料にみえる屋の平面構造と符合しており、高床の倉と判断すべき例は今のところみられない。(3) 富山博「正倉建築の構造と変遷」『日本建築学会論文報告集』216、1974年。(4) 志賀崇「瓦葺建物の比率と時期」『古代の官衙遺跡 I 遺構編』奈文研、2003年を参照。(5) 萱は壁材に用いられることもあるが、この例では穀倉とみられる総柱礎石建物に伴うので、壁材とは考えられず、屋根葺き材とみなしてよからう。〔参考文献〕富山博「律令国家における正倉建築の機能」『日本建築学会論文報告集』214、1973年、同「律令国家における正倉建築の規格と実態」『日本建築学会論文報告集』215、1974年。山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。

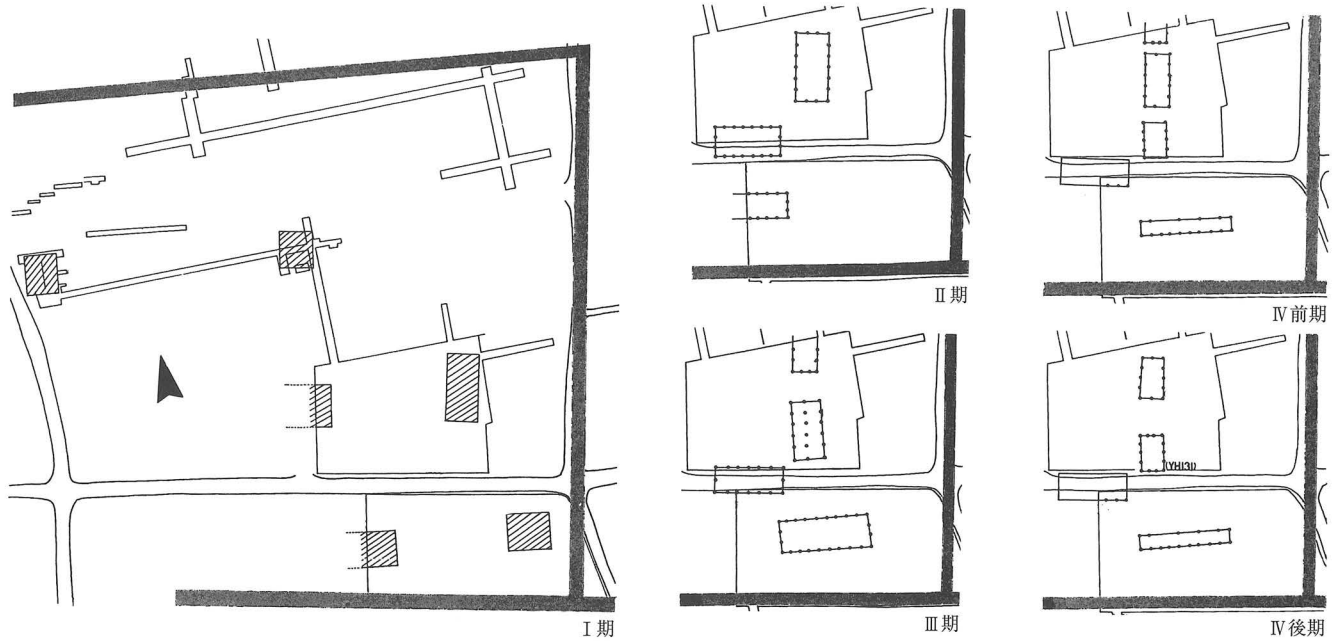


図1 栃木県中村遺跡正倉院変遷図

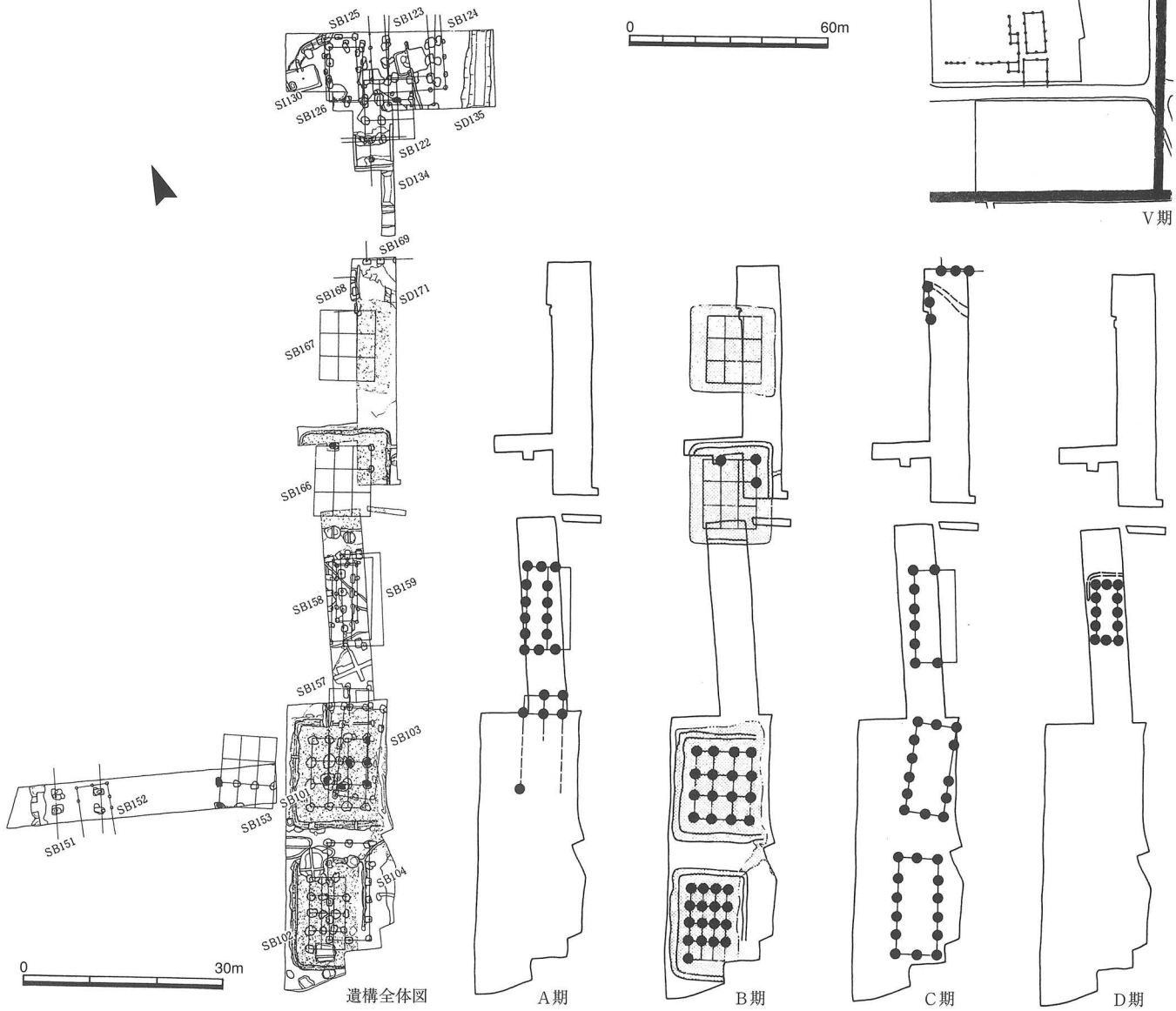


図2 宮城県東山官衙遺跡正倉院変遷図

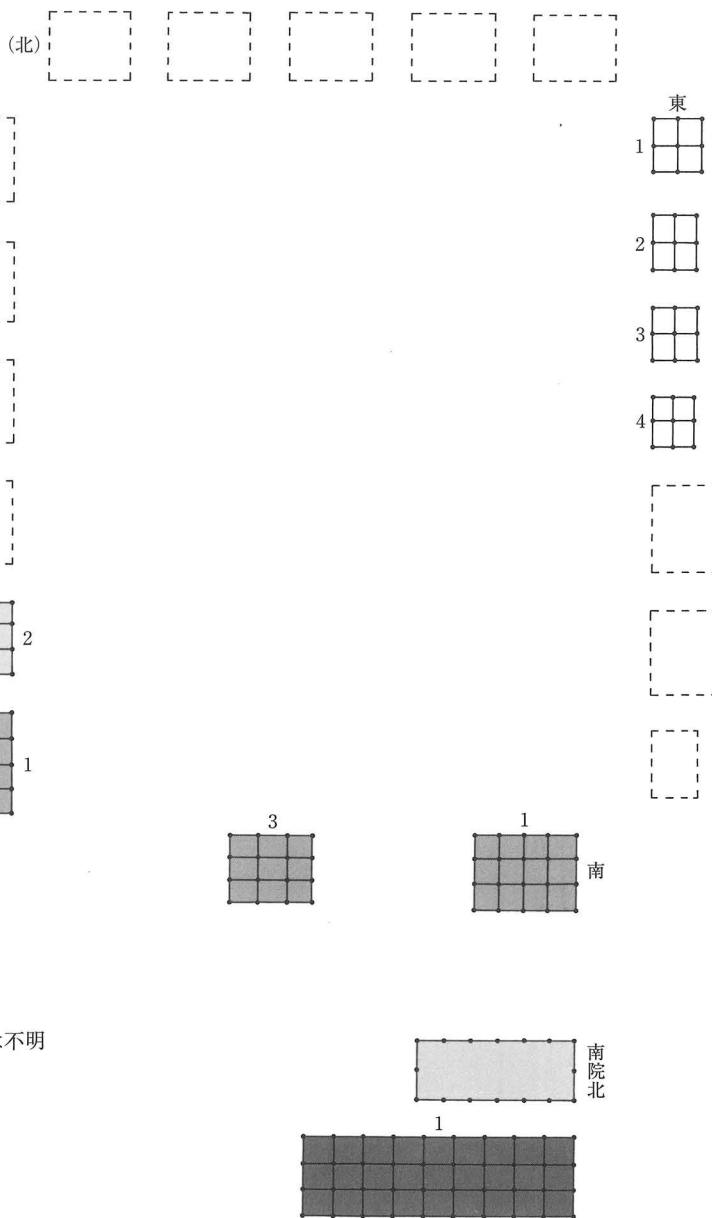


図3 「和泉監正税帳」による和泉郡の正倉規模と配置の復元

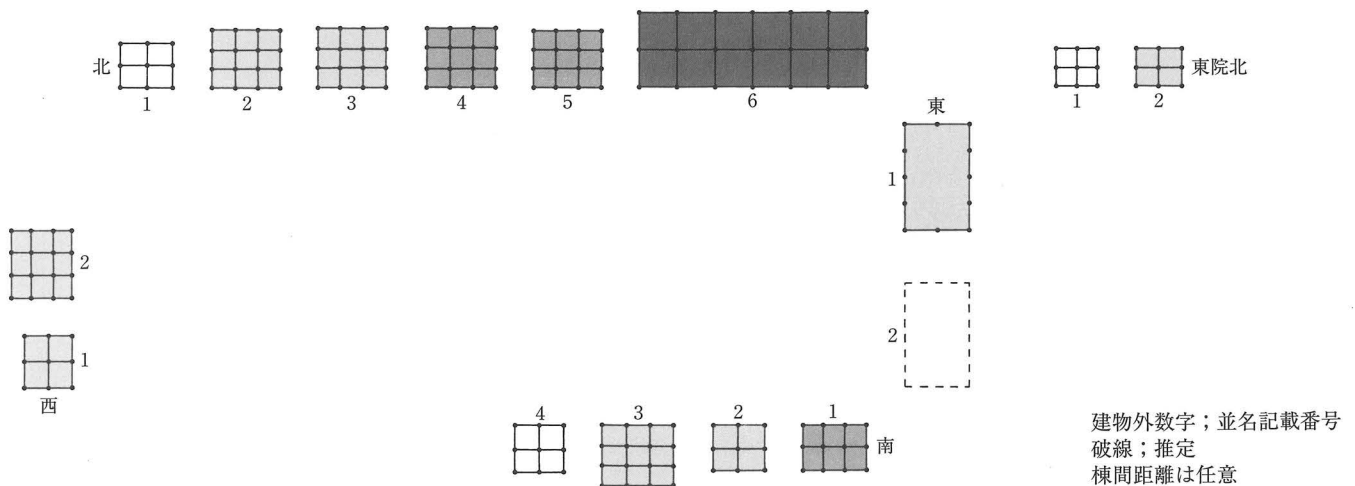


図4 「和泉監正税帳」による日根郡の正倉規模と配置の復元

表2 和泉監諸郡衙正倉の小群構成

大鳥郡

東第一板倉	不動穀倉
東第二板倉	動用穀倉
東第三板倉	動用穀倉
東第四板倉	空倉

他に不動穀倉7棟、穎稻倉5棟、借納放生稲1棟、空倉10棟、穎稻屋2棟が存在

和泉郡

南院北第一法倉	動用穀倉
南院北屋	穎稻屋
南第一板倉	不動穀倉
南第三板倉	不動穀倉
西第一板倉	不動穀倉
西第二板倉	穎稻倉
西一屋	穎稻屋
西第二屋	穎稻屋→空屋(出挙尽)
東第一丸木倉	空倉
東第二丸木倉	空倉
東第三丸木倉	空倉
東第四丸木倉	空倉
??????	動用穀

他に不動穀倉7棟、穎稻倉2棟、借納義倉1棟が存在

日根郡

南第一甲倉	不動穀倉
南第二丸木倉	穎稻倉
南第三丸木倉	穎稻倉
南第四板倉	空倉
西第一丸木倉	穎稻倉
西第二甲倉	穎稻倉
北第一丸木倉	空倉
北第二丸木倉	穎稻倉→空倉(出挙尽)
北第三板倉	穎稻倉
北第四板倉	不動穀倉
北第五甲倉	不動穀倉
北第六法倉	動用穀倉
東院北第一丸木倉	空倉
東院北第二丸木倉	穎稻倉
東第一屋	穎稻屋
東第二屋	空屋

注：天平9年度和泉監正税帳による

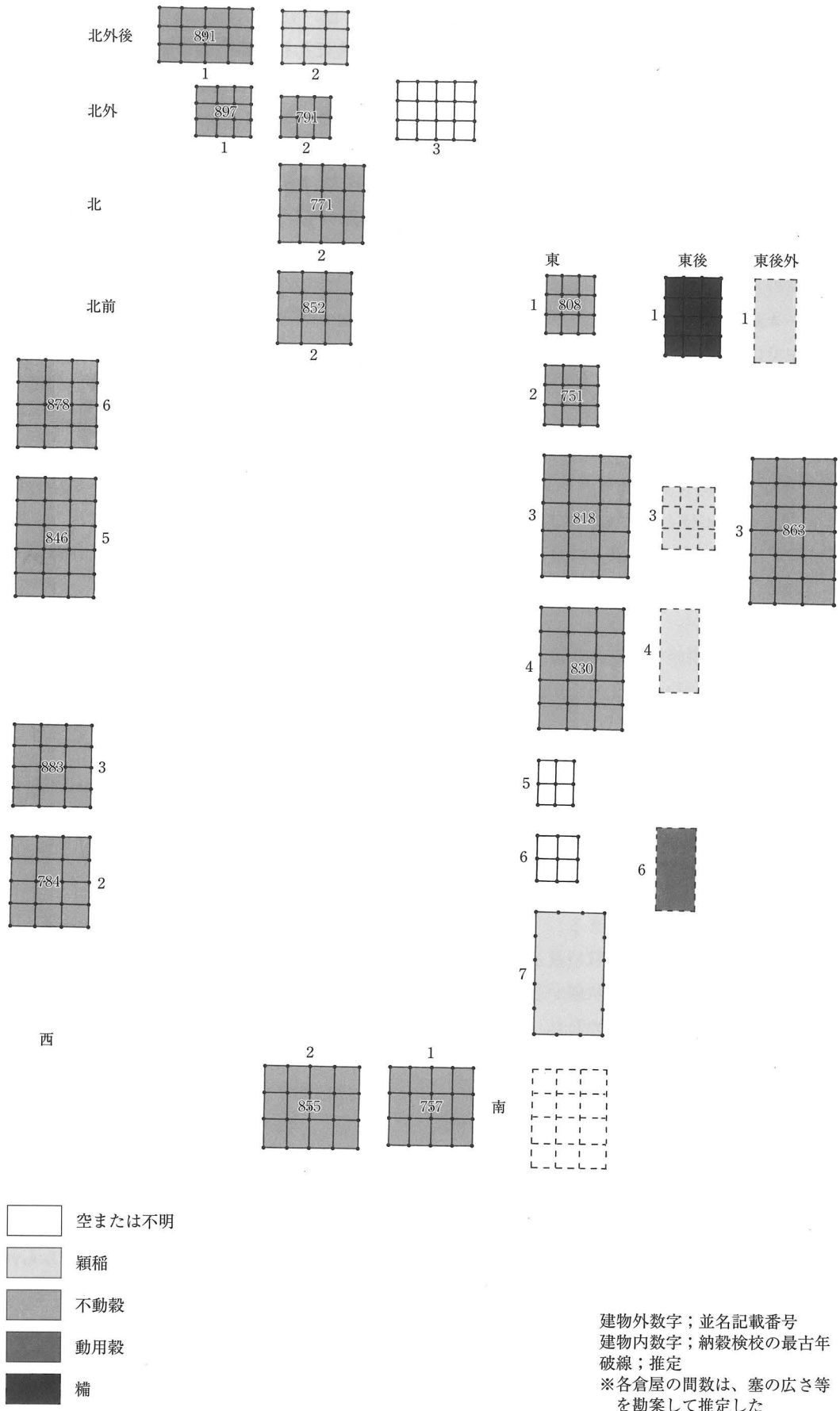


図5 「越中国官倉納穀交替記」による砺波郡意斐村の正倉規模と配置の復元

## VII-5 正倉の規模と収納量

**倉・屋の平面規模** 史料や正倉遺構について正倉の桁行と梁行の寸法を整理すると、倉では桁行約4～22m、梁行約3～9mほどの範囲に分布している(図1)。屋は、桁行約6～21m、梁行約4～7mの間に分布している。遺構例では桁行約25m以上に及ぶ長大なものもある。

倉の構造と規模の点では、丸木倉は、ほとんどが桁行6m以下、梁行3～4.8m、収納部分の高さ(倉高)も2.4m以下で、正倉の中では最も小規模な倉である。甲倉は、桁行約5～6m、倉高2.7～3.6mである。したがって、丸木倉や甲倉は、桁行2・3間のものがほとんどであったとみてよい。丸木倉や甲倉に長大な例がないのは一丁材として調達できる丸木や校木の長さに制約されたものであろう。板倉は桁行5m以上の例がほとんどで、倉高は約2.3～6mと幅がある。史料上では桁行6m以上のものはすべて板倉となっているので、桁行4間以上の高床倉庫遺構の多くは板倉であった可能性が高い。

**穀倉の規模と収納量** 正税帳等にみえる穀倉<sup>①</sup>は、ほとんどが桁行約5～22m、梁行約4～9m、平面積は約25～140㎡、倉高は約3～6mの間に分布している。

穀倉の可能性が高い島根県山代郷正倉跡(団原遺跡)の倉SB05は桁行7.48m・梁行5.61m(平面積42.4㎡)、SB012は桁行7.48m・梁行6.69m(平面積50.0㎡)であり、福島県郡山台遺跡(陸奥国安達郡衙)のSB06A・Bは平面積70㎡・86㎡ほどの倉であったと推定でき、いずれも上記の諸国正税帳にみえる穀倉規模の分布範囲に収まる。

図2は穀倉・穀屋の平面積と実際の収納量との関係を示したものである。倉高や塞面積や委高状態が収納量を左右するが、平面積と穀量には相関性が認められ、穀量分布の平均的なラインを基準として、平面積に対応した満倉時の穀量概数を推定しうる。

**穎倉・穎屋の規模と収納量** 穎倉では、大多数が桁行約3.3～8.1m、梁行約3～6m、倉高約1.8～3.7mの間に分布している。平面積では、15㎡前後、25～30㎡、36～44㎡の辺りに集中しており、1棟平均では約28.8㎡となる。また、正倉遺構の例ではないが、穎倉であることが判明している石川県横江庄遺跡のSB25<sup>②</sup>は、3×3間(4.95×4.5m)で平面積22.25㎡と推定できる。

史料で規模が知られる屋は、桁行約8.4～14.1m、梁行約4.9～6.9m、倉高約3～3.3mの間に分布しており、平面積は40㎡以上となっている。屋とみられる側柱建物遺構でも桁行10m以上、平面積70㎡以上の大規模な例が多数を占めている。

図3は、史料にみえる穎倉・穎屋の平面積、穎稲容積を0.9立法尺とした場合の収納可能量、実際の収納量とを示したものである<sup>③</sup>。これによって、倉屋の平面積と満倉状態の穎量とのおよその対応関係を把握できる。

**穀倉・穎倉の比較** 上記のように、正倉の規模は、豪族居宅や集落の高床倉庫の平面積が25㎡以下に集中しているのに比べて、総体として大規模な倉であった。また、穎屋は全般的にみて穎倉より平面積が大きく、穎稲多量収納施設としての役割を果たしていたことが知られる。

穀倉・穎倉の比較では、一部の例外的な事例を除くと、穀倉は平面規模・倉高ともに穎倉より大きな規模であったことが知られる。とくに、桁行が8m以上で平面積が50㎡を超える倉はほとんどが穀倉として造営されたとみて大過ないであろう。

この大型の穀倉の中でも最大クラスの倉は法倉と呼ばれ、「凡倉」と区別された。正税帳によると、法倉は平面積が100㎡以上の倉であり、天平期には各郡に1～3棟ほどが設置されていた。遺構においても、平面積100㎡以上の総柱高床倉庫が正倉院ごとに1棟ないし数棟ずつ認められる傾向があり、これらは法倉にあたとみてよからう。ただし、法倉の規模に一定の基準があったとは考えがたく、各郡の正倉において最大級の倉が100㎡未満であっても法倉とされていたのであろう。

この法倉は、賑給など民衆を救済する名目で支出される動用穀が収納されている例があるように、君主有徳思想や民衆扶助の律令法理念を象徴的に示す存在であった。「伊豆国正税帳」では法倉のみが「有礎」であること、北関東の例ではこうした大型の倉に瓦葺き丹塗り柱が採用されていたり、栃木県上神主・茂原官衙遺跡(下野国第一次河内郡衙)のように溝で囲んだ一院を形成している例があることもこの法倉の性格を示唆している。

一方、桁行5m未満、平面積20㎡以下の小規模な正倉の場合は穎倉であった確率が高い。

しかし、穀倉・穎倉の平面規模が重複している桁行5～8mクラスの総柱式高床倉庫遺構については、平面規模だけから穀倉か穎倉かを判別することは困難である。

**倉の平面形式** 倉の平面形式をみると、2×2間の小型のものから、上神主・茂原官衙遺跡にみられるような14×4間に及ぶ超大型の倉までである。しかし、そのうちでも、4×3間、3×3間、3×2間のものが多く、特に各郡衙に共通してみられる4×3間の倉は正倉を代表する形式の倉として位置づけることができる。

これに対して、居宅や集落にみられる総柱高床倉庫の場合は、2×2間の例が大半を占めており、3×3間の平面形式をとる例も正倉に匹敵する床面積を備えていない。ま

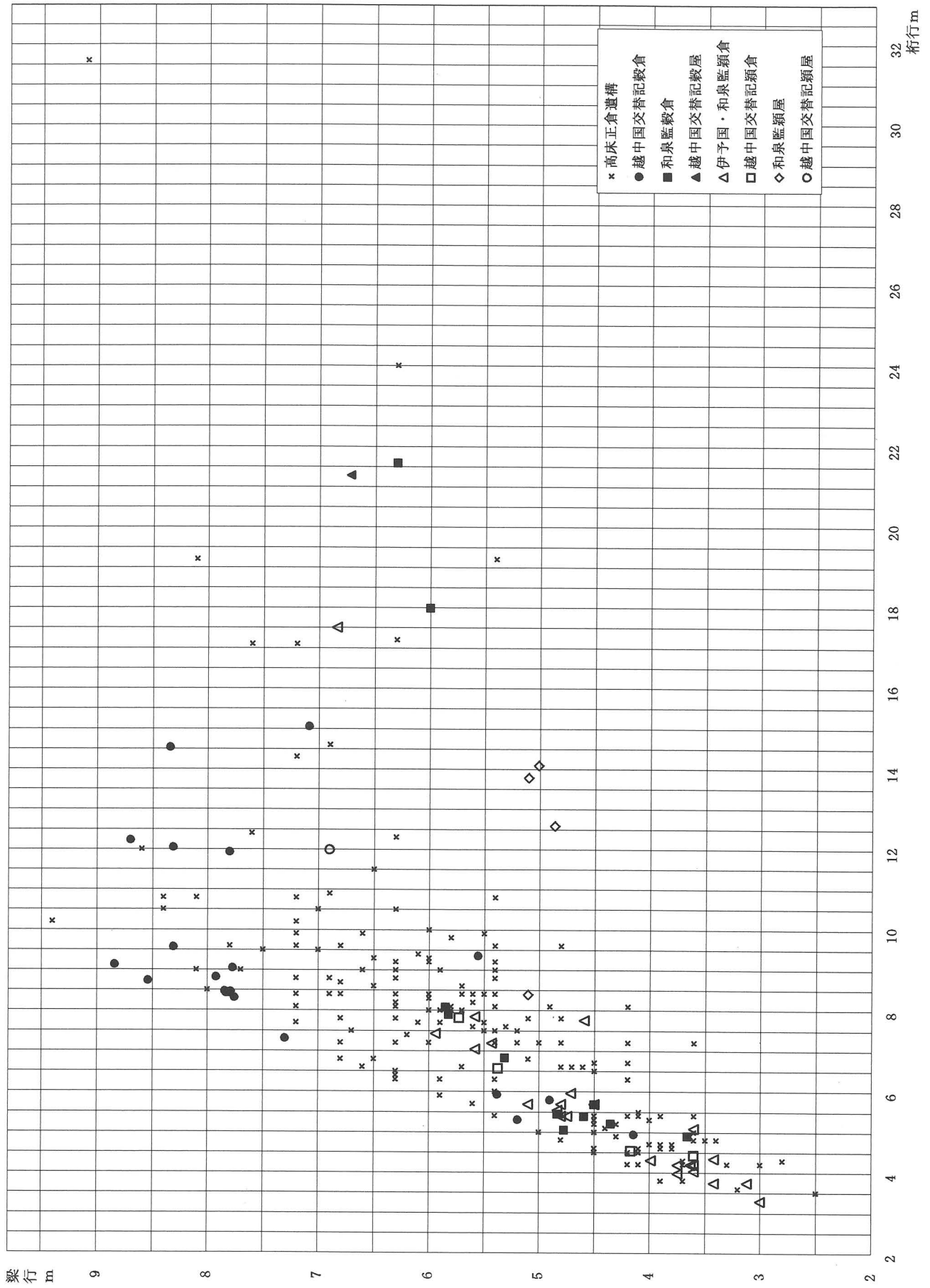


図1 正倉の平面規模

た、4×3間の例はみられない<sup>4)</sup>。

このように、郡衙正倉は、平面形式の点でも集落の倉に比べて相対的に大型であったと言える。

**正倉の規格** 『続日本紀』和銅7(714)年4月26日条の太政官奏によると、大(四千斛入)・中(三千斛入)・小(二千斛入)の三等級の穀倉規格が定められている。これらの収納斛量に対応する穀倉の平面積は、70㎡前後、55㎡前後、40㎡前後と推定できる(図1)。

この規格について正倉遺構の規模をみると、必ずしもこれらの平面積の辺りに分布の集中が見られるわけではない。したがって、穀倉が実際に建造されるにあたっては、この規格は目安とされた程度であり、全国画一的な様相をもたらすほどの規制力はなかったと言える。

しかし、東京都御殿前遺跡(武蔵国豊島郡衙)の正倉院では、総柱高床倉庫のほとんどが7尺等間の3×3間で平面積40㎡の同一規格で造営されており、上記の規格の小型に相当する規模となっている<sup>5)</sup>。したがって、正倉の造営にあたっては、各郡で各時期ごとに規格が定められている場合もあったことが知られる。

上記の穀倉規格は、小型でも40㎡ほどの平面積を有するものであり、居宅や集落の倉よりはるかに大規模なものが正倉の穀倉の有るべき姿として国家によって意識されていたことを物語る点でも興味深い。

**穀倉の大型化** 次に正倉の規模を時期別に概観すると、古郡・那須官衙(梅曾)・塔法田・中村・長者原などの遺跡例では、8世紀後半以降の総柱高床倉庫群に桁行10m以上の大型のものが多く含まれている。また、正税帳や「越中国官倉納穀交替記」などの史料からも、時期が下るにしたがって倉の規模が大型化するという傾向がみられる。そうした正倉の大型化は、和銅元(708)年の不動倉制の実施や前掲の和銅7年の穀倉規格の制定などを契機として普及していったものと思われる。

ただし、正倉の中には、福岡県小郡遺跡(筑後国御原郡衙)のように、7世紀第4四半期から60㎡前後の大きな倉が造営されている例もある。一方、「越中国官倉納穀交替記」意斐村の正倉では、正倉の大型化する時期に小規模な倉も造営されている。これは居宅や集落の倉が穎倉として移築されたケースなどが考えられる。これらの例は、各地域における歴史的環境や諸情勢が正倉の造営に大きく関わっていたことを示唆している。また、穎倉の場合には必ずしも穀倉のように大型化が進んだわけではないことを示しており、前述したように、多量の穎稲収納施設としては大型の屋が利用されることが多かったと推定することができよう。

**小型の穎倉** 一方、穎倉には、「和泉監正税帳」にみえ

る丸木倉のように、平面積が20㎡以下で集落や居宅の倉と変わらない小規模なものもある。福島県関和久遺跡(陸奥国白河郡衙)、栃木県那須官衙遺跡(下野国那須郡衙)、御殿前遺跡、兵庫県吉田南遺跡(播磨国明石郡衙)などでもそうした小型の高床倉庫が検出されており、これらも穎倉とみなしてよからう。

上記の小型正倉のうち、関和久遺跡、那須官衙遺跡、御殿前遺跡例は、7世紀第4四半期頃から8世紀初め頃の評衙ないしは初期の郡衙に伴い、また和泉監の丸木倉もその並名記載からみて早い時期に造営された倉であったことが判明している。

次に、天平6(734)年の官稲混合以前の郡稲倉1棟当たりの平均規模は、正税帳記載のその収納穎量からみて最小20㎡以下と推定できる。この規模は豪族居宅にみられる高床倉庫の規模と近似している。このことは、郡稲が天平期になっても郡司の私倉に収納されていたとする説<sup>6)</sup>とも関わり、豪族居宅の倉がそのまま、あるいは移築されて郡稲倉とされたケースが多かったことを示すものかもしれない。

上記の点を考慮すると、郡稲倉以外の小型の穎倉についても、集落や居宅の倉を移築したり、あるいは集落や居宅の倉庫と同質の建築土木技術や労働力徴発方式によって造営されていた可能性があろう。

8世紀前半以前の正倉に小型の倉が目につく背景には、田租の穎納、個別分散的に運営されていた雑色官稲の存在、建築資財や工人・労働力確保における限界などが考えられる。正倉遺構の調査では、倉の造営技術に関わる諸属性の詳細な分析や集落・居宅の倉との比較によって、上記の正倉造営の実態や変化、正倉の造営における地域的な特徴を解明することも重要な課題となる。(山中敏史)

[注] (1) 動用穀と永年保管の不動穀を収納した倉を穀倉と呼び、出挙稲などの穎稲を収納した穎倉と区別する。(2) 松任市教育委員会『東大寺横江庄遺跡Ⅱ』1996年。(3) 史料にみえる穎倉・穎屋の容積と実際の収納量との関係から、穎稲1束を収納するのに必要とした容積(穎稲容積)は0.9~1立方尺ほどと推定できる。(4) 井上尚明「古代集落における掘立柱建物について—八・九世紀の北武蔵国を中心として—」『土曜考古』10、1985年。(5) ただし、これらの倉が穀倉か穎倉であったかについては確証がない。(6) 不破英紀「郡稲倉の管理形態よりみた官稲混合」『日野昭博士還暦記念 歴史と伝承』永田文昌堂、1988年。私倉が利用されていたとしても、郡稲と郡司の私稲とが未分化な状態で収納されていたのか否かについては不詳である。[参考文献] 松村恵司「古代稲倉をめぐる諸問題」『文化財論叢』奈文研、1983年。山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。同「正倉の規模と穎穀収納量をめぐる若干の問題」『文化財論叢Ⅲ』奈文研、2002年。



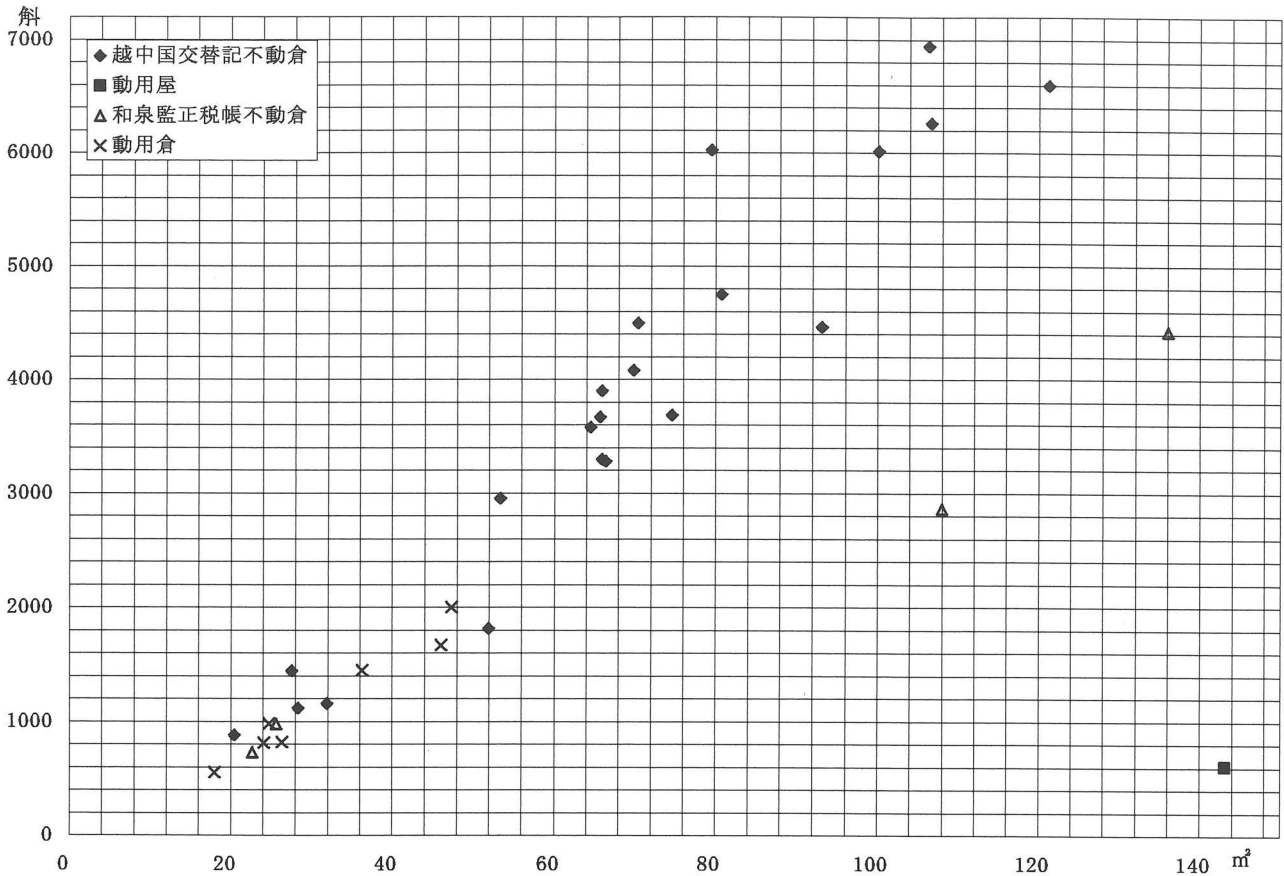
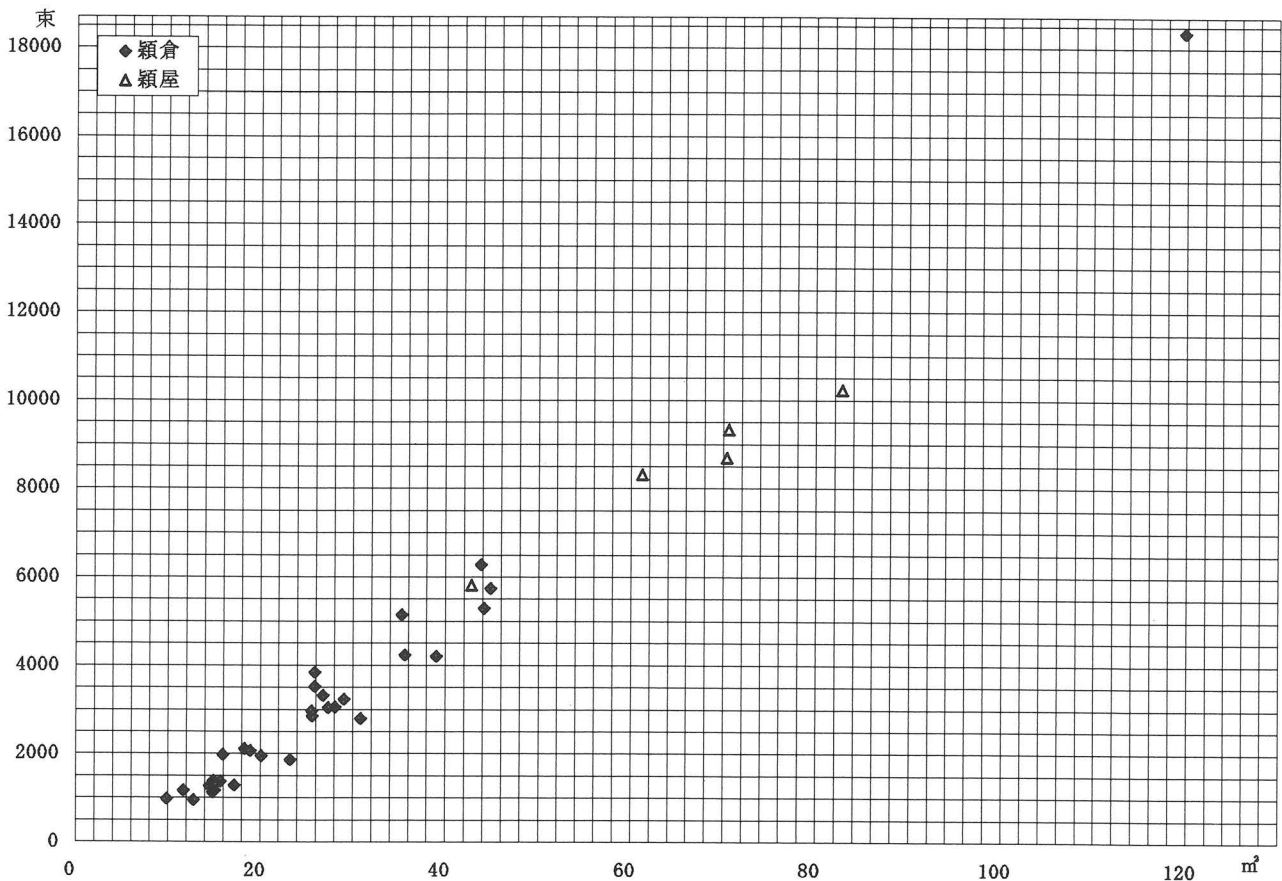


図2 穀倉・屋の平面積と収納穀量



※穎稻一束の収納に要する容積を0.9立方尺とした場合の収納穎稲量。

図3 穎倉・屋の平面積と収納可能量

## VII-6 正倉の建物配置

**正倉院と正倉群の位置** 正倉群は、通常、他の官舎群とは区別された正倉院を構成している<sup>(1)</sup>。千葉県日秀西遺跡（下総国相馬郡衙正倉院）の例では、正倉院内の中央部に広い空閑地を設け、それを囲むように、北・南・西・東に倉庫2棟から7棟ずつが直列に並ぶ。このように、正倉群は数棟ずつの倉や屋からなる小群に分かれており、複数の小群が空閑地を挟みながら配置されて正倉域を形成しているという一般的な特徴が認められる。したがって、正倉の場合は、一部を検出できると、その後の調査方針を比較的立てやすい。

この正倉小群間の空閑地は、火災による倉屋の類焼防止や穎穀の出納作業、穎稲の脱穀や糶摺、あるいは穀稲の虫干しなどの作業場として設けられたのであろう。

後述するように、遺跡にみられる正倉群の姿は増築過程の結果できあがったものであるが、地形に制約されない場合には、正倉院の敷地は、その将来の正倉の数や配置がある程度見込まれて、それに応じた面積が早期の段階から広く確保されることが多かったとみられる。正倉群と他の官舎群との重複関係がほとんどみられないことはそのことをよく示している。ただし、大溝など圍繞施設の造営については、茨城県平沢官衙遺跡（常陸国筑波郡衙正倉院）例のように8世紀中葉頃に下るとみられる例もあり、正倉創建当初から存在したか検討の余地がある。

**正倉の建物配置** 地形による制約や圍繞施設の方位にあわせて、小群単位で方位が異なる場合もある。しかし、造営時期が大きくかけ離れている場合を除くと、小群ごとに方位を揃え直列に整然と配置されるのが一般的である。そして、福島県関和久遺跡（陸奥国白河郡衙）や東京都御殿前遺跡（武蔵国豊島郡衙）・福岡県小郡官衙遺跡（筑後国第一次御原郡衙）例のように、各倉庫間の棟間距離も10尺単位や倉の桁行・梁行の長さを基準とした数値、あるいは等間隔などをとり、計画的に設定されていることも多い。また、小群どうしも並列・縦列やコの字型・L字型・口の字型といった整然とした配置をとっていることが多く、小群どうしの距離にも計画的な数値がみられる場合もある。逆に、こうした計画的な配置を見いだすことによって、正倉群の造営時期を区分できることもある。栃木県那須官衙遺跡（下野国那須郡衙）の中央ブロックで検出された礎石立ちの高床倉庫群は、棟間距離30丈で直列に配置されており、延暦10(791)年2月12日太政官符「新造倉庫相去必須十丈以上」の規定に従って造営された正倉であったことが判明している。

このような正倉配置の特徴は、正倉が当初からの配置計画に従って造営されていったことを示している。また、正倉にはほぼ同一位置で建て替えられている例が多く、その配置形式が長く踏襲される傾向がある。こうした特徴は各郡の正倉院に顕著に認められる。したがって、正倉遺構は郡衙認定のもっとも有効な指標となる。

上記のような特徴は、「和泉監正税帳」「越中国官倉納穀交替記」や実録帳などの倉屋呼称、すなわち「東第壹板倉」「東第貳板倉」「西壹屋」「西第貳屋」のような方角+順番+倉の種類による倉屋の表記法と一致する。この表記は、正倉群が東・西・南・北というような小群単位からなり、各小群ごとに直列ないし並列配置をとって整然と並んでいたことをうかがわせる。

これらの史料と遺跡例とを考え合わせると、9世紀初め頃までは、多くの郡において直列を基本とした整然とした正倉配置が踏襲されていたとみてよい。そこには正倉の造営・管理に対する国家権力の強い関与と関心が反映されていると言えよう。

しかし、那須官衙遺跡の西部正倉ブロックや栃木県中村遺跡（下野国第二次芳賀郡衙か）の礎石建物倉庫の配置例にみられるように、8世紀末～9世紀初め頃からは、整然とした配置が乱れる例も現れる。こうした変化は、正倉の計画的な配置形態自体に表現されていた国家権力の象徴性が徐々に喪失し始めていたことを意味している。それとともに、正倉数の増加により、計画当初の正倉配置では敷地面積が足りず、小群の列を乱す形でその前面や背後に、あるいはそれまでの小群の倉と倉の間に入れ込むような形で増築がおこなわれたことも正倉配置の乱れを促進したと思われる。

**正倉小群の構成** 正倉小群は、各倉庫の平面規模や平面形式の点から、次の3類に大別できる。

A類；すべて同じ平面形式・平面積をもつ同規格の倉庫群で構成されているもの<sup>(2)</sup>。御殿前遺跡や小郡官衙遺跡I期の例がある。いずれも場合も棟間距離が等間隔とされている。本類は、各倉が同時ないしはあまり長い期間を置かず次々に造営され、短期間に小群が形成されたと考えられるタイプである。

B類；小群を構成する倉庫すべてが同規格ではないが、隣合う複数の倉庫に同規格のものがみられるもの。関和久遺跡で東寄りに南北に直列配置をとる3棟の総柱高床倉庫(SB01・02・03)の例がある。このうちSB01・02の2棟は、同平面形式・同規模であり、桁行総長を両棟の棟間距離としていることから、同時ないしは近接した時期に造営されたとみてよい。これらとは規格が異なるSB03は、造営の時期・状況、あるいは用途が他の2棟とは異なっていた可

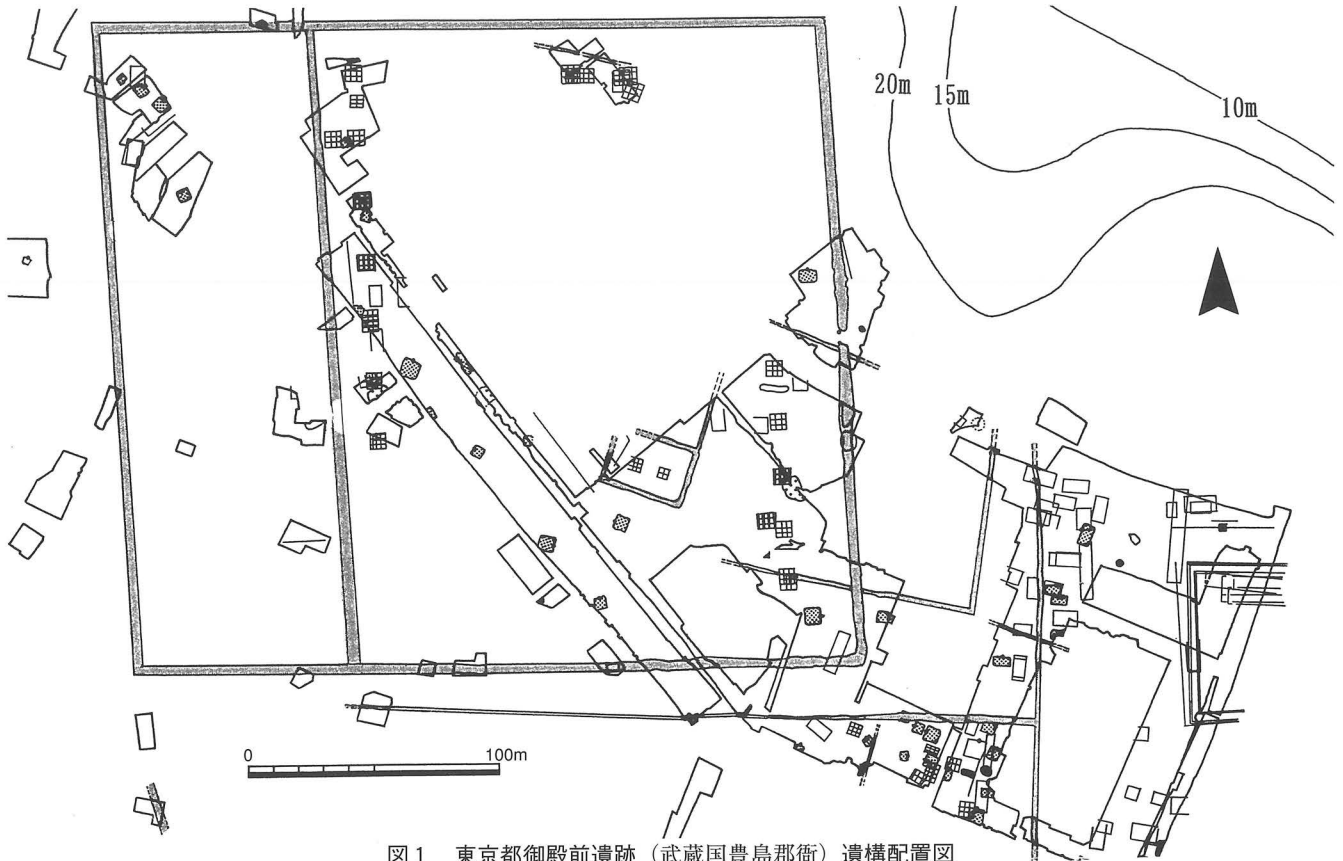


図1 東京都御殿前遺跡（武蔵国豊島郡衙）遺構配置図

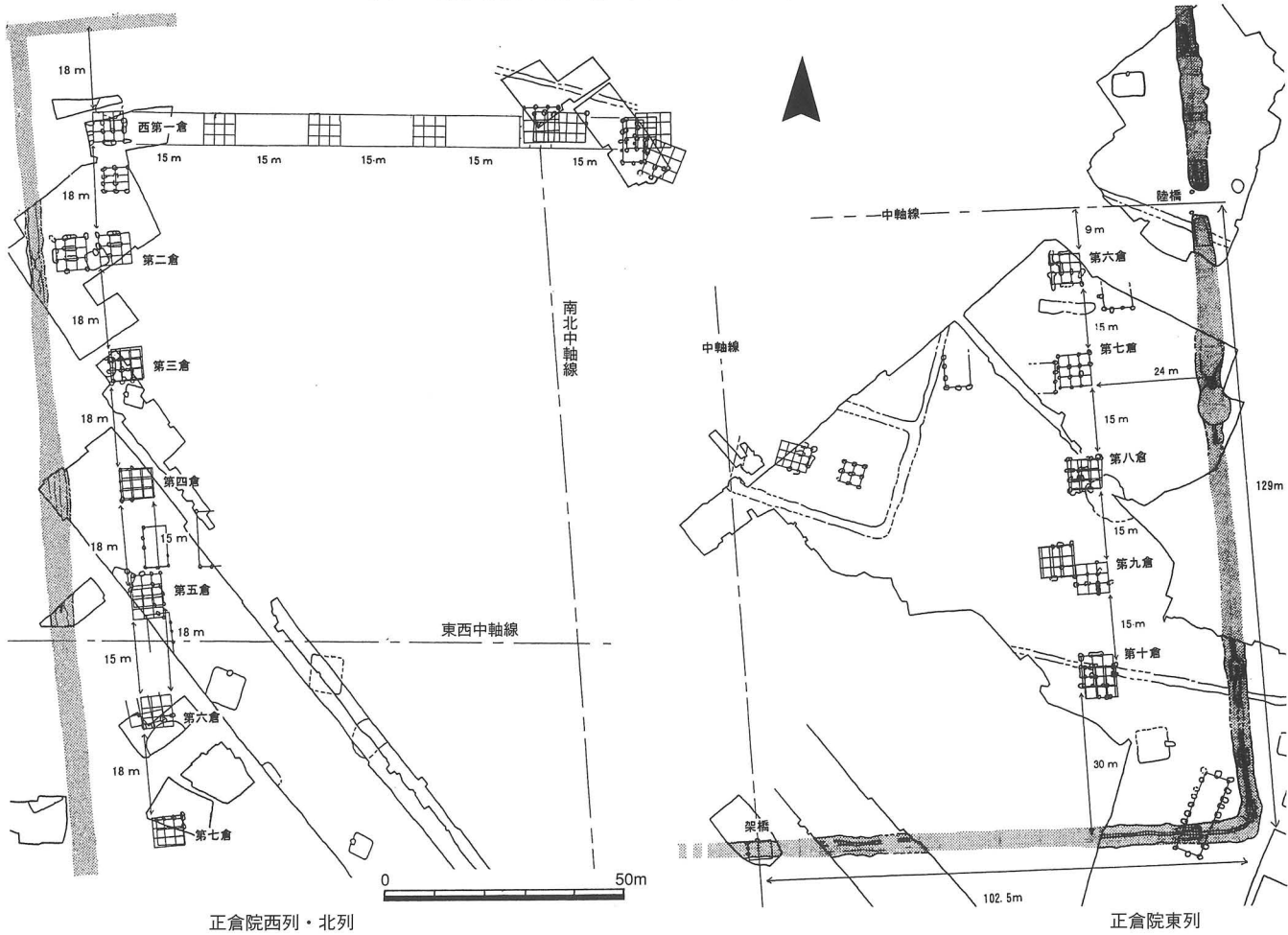
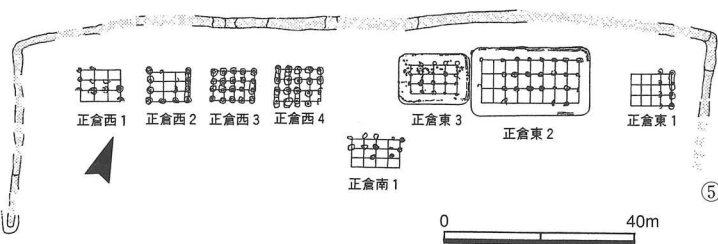
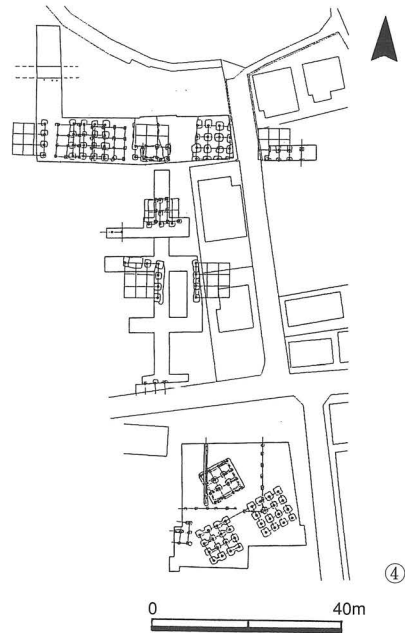
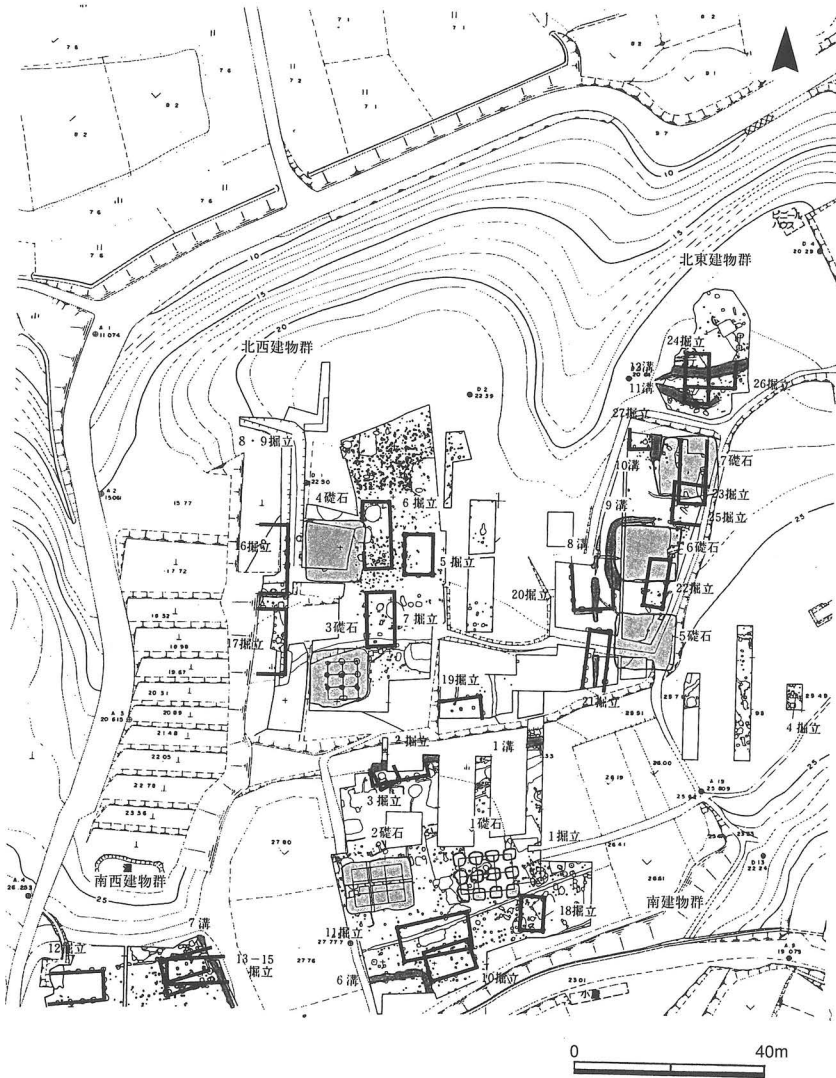
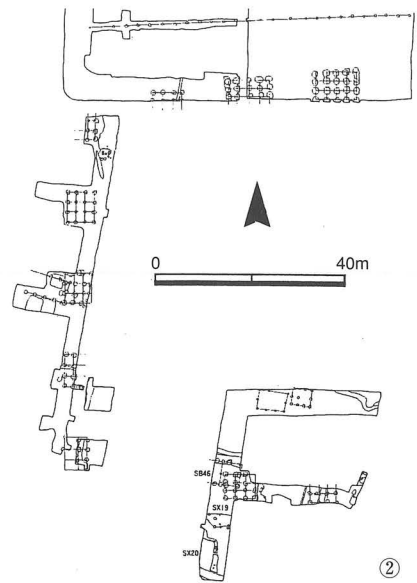
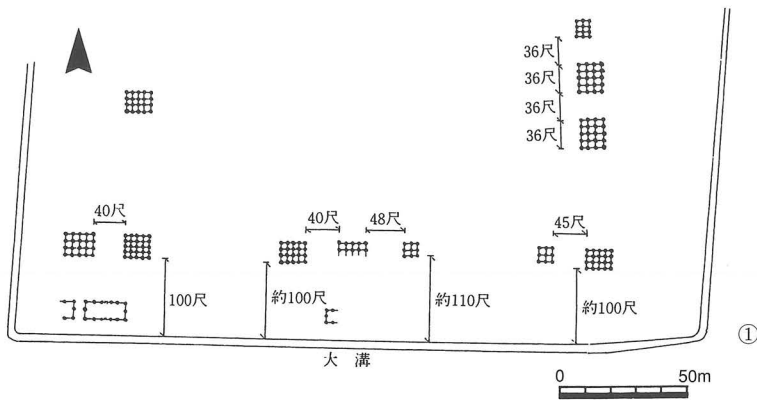


図2 豊島郡衙の正倉院建物配置



- ① 福島県関和久遺跡 (陸奥国白河郡衙)
- ② 三重県狐塚遺跡 (伊勢国河曲郡衙)
- ③ 福島県根岸遺跡 (陸奥国磐城郡衙)
- ④ 神奈川県千年伊勢山台北遺跡 (相模国橘樹郡衙)
- ⑤ 岐阜県弥勒寺東遺跡 (美濃国武儀郡衙)

179頁 図4

- ⑥ 栃木県那須官衙遺跡 (下野国那須郡衙)
- ⑦ 宮城県三十三間堂遺跡 (陸奥国日理郡衙)

図3 正倉院の諸例1

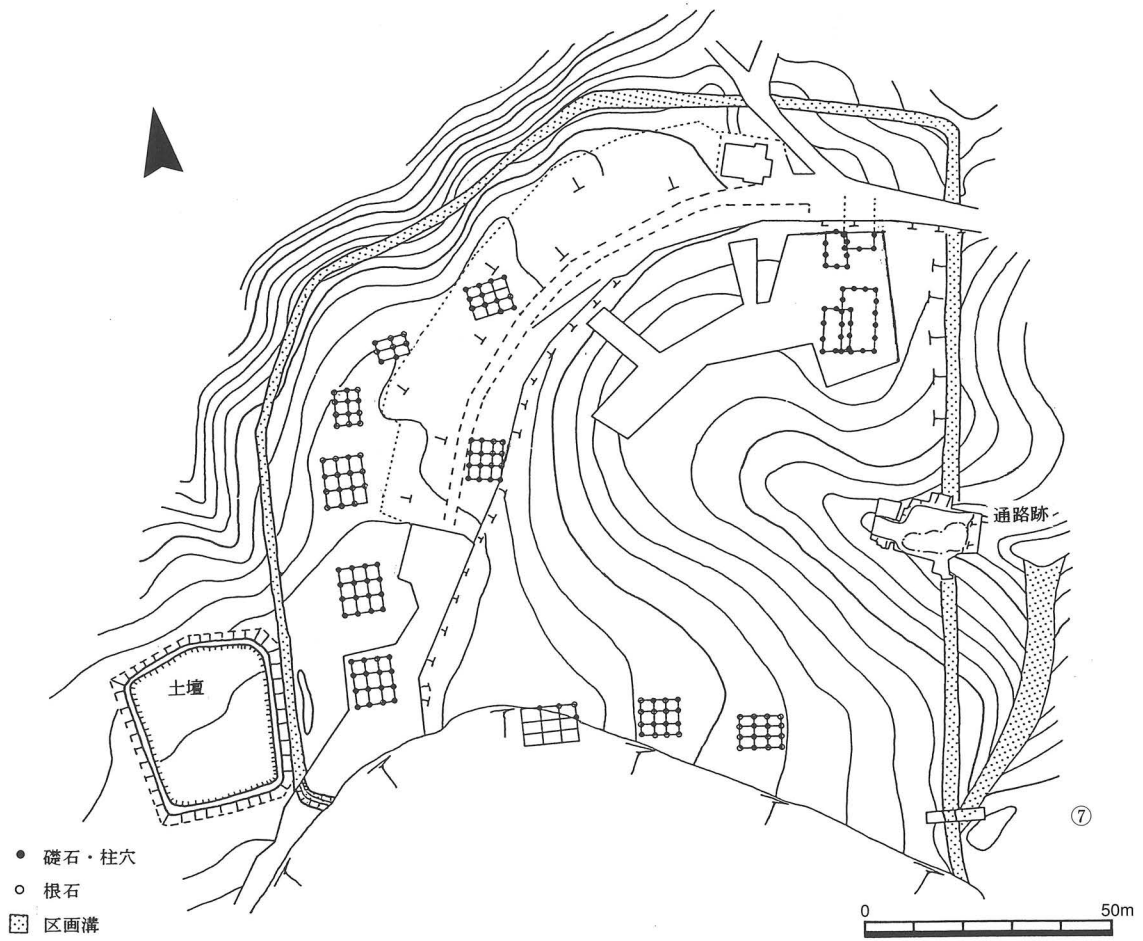
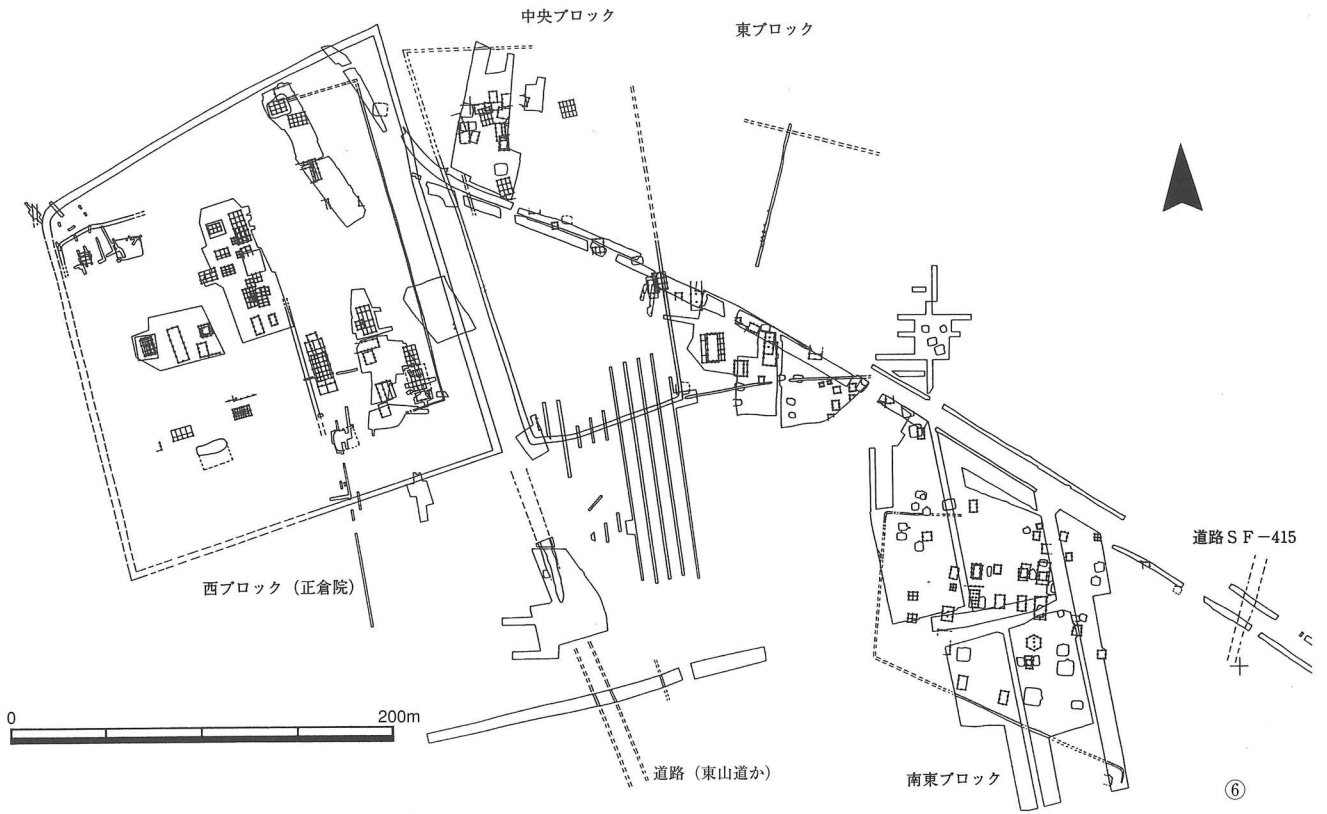


図4 正倉院の諸例2

能性が高い。

C類；平面規模や柱間寸法あるいは平面形式などが相互に異なる倉庫数棟で構成されているもの。日秀西遺跡・弥勒寺東遺跡の各小群など多数の例がある。このC類の各倉庫は、後述するように造営時期あるいは造営状況や用途などがそれぞれ異なっていたことを示している。また、「和泉監正税帳」日根郡正倉の南群の場合には、「南第壹甲倉」「南第式丸木倉」「南第参丸木倉」「南第四板倉」とみえるように、倉によってその建築構造が異なっていた。

このように、正倉小群には3類があるが、これまでの発掘調査例においては、A類はわずかしか検出されておらず、B類・C類が一般的である。

次に、収納された穀物の種類が判明する文献史料によると、正倉小群は甲類と乙類とに分けられる。

甲類；共通した用途の穀物を収納した倉庫だけから構成されているもの。古郡遺跡の13棟からなる東群の例がある。この東群は並列する3つの小群からなり、各小群は直列する4ないし5棟の倉で構成されている。『日本紀略』弘仁8(817)年10月癸亥条の「焼不動倉十三宇」の記事によるといずれも不動倉であった。

乙類；用途の異なる穀物を納めた倉庫が混在するもの。「和泉監正税帳」日根郡正倉の北群の例がある。この小群では穎稲倉・不動倉・動用倉が混在している。

文献史料にみえる正倉院では、いずれにも甲・乙の両類がみられ、いずれかだけで構成されている例はない。

**正倉小群の形成** 上記のように小群を構成する各倉の規格・構造や用途などにはばらつきがあり、また郡によって小群構成のありかたに違いが認められる。それは、次のような正倉群の形成事情を反映しているとみられる。

第一は、穎稲か穀稲かという収納稲の形状の違いや田租(不動穀・動用穀)・出挙稲(正税・雑色官稲)などの税目の違いによって、倉庫の規模や構造が変えられていた場合である。和泉監諸郡の穎倉・穀倉の両者を含む正倉小群で、穎倉には丸木倉などの相対的に小型の倉が利用されていることはその一例である。

第二には、造営を担当した各集団の技術や労働力編成などの違いを反映している場合である。居宅や集落の倉を移築したケースもありうる。

第三には、小群の各倉がすべて同時に造営されたのではなく、1棟ないし数棟が順次追加造営されたり、あるいは改築されたりして小群が形成された場合である。尾張・駿河・越前・長門・薩摩の諸国の正税帳にみえる「新造倉」や「新造屋」の記載例はそうしたことを示す史料である。また、「越中国官倉納穀交替記」意斐村の正倉院の例では、納穀年代や並名記載順から、倉庫の造営順が復原されてい

る<sup>(3)</sup>。それによると、倉庫が増築されて一つの小群ができあがった後に次の小群の造営が開始されたのではなく、造営順がたとえば東・南・西・北というように小群間で移動し、各小群全体にまたがって増築が進んでいくケースがあった(Ⅶ-4の図5参照)。こうした正倉の追加新営・改築に際しては、先行する倉庫の規模や構造にならって同様の規格が採用された場合もあろう。しかし、B・C類が多い実態をみると、その時々々の造営技術や労働力の微発状況、郡衙の穎穀管理・財政運営などの諸条件にしたがって、規模や構造などに違いが生じた可能性が高い。

これらに対して、前掲A類の例では、郡衙正倉造営以前から蓄積されていた多量の穎穀を正倉に収納するため、小群を構成する全ての倉庫が一度に造営されたり移築されたりした場合を想定できる。

このような正倉配置の多様性は、正倉の造営や管理に地域差が存在したことを物語るものである。そこからは、田租や出挙稲の徴収・出納・管理の方式などが各郡必ずしも一様ではなかったことがうかがえる。このように、正倉は画一的な特徴を有する反面、各郡の実状に対応した姿をも反映しているといえる。

今後各小群のそれぞれの倉庫の柱掘りかたをはじめとする遺構のあり方を詳細に観察することによって、上記のような正倉の二面性を浮かび上がらせることができよう。

(山中敏史)

[注] (1) 溝や大溝などで圍繞してなくても、他の官舎群と明確に区別された敷地が確保されているのが一般的であり、ここではこれらも正倉院と呼ぶ。(2) ただし、平面形式と平面積が等しくても倉高や壁構造の違いはありうるから、ここで述べる同規格とは、各倉庫の建築構造・規模全てが同一であることを必ずしも意味しない。(3) 渡邊晃宏「平安時代の不動穀」『史学雑誌』98-12、1989年。

[参考文献] 山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。

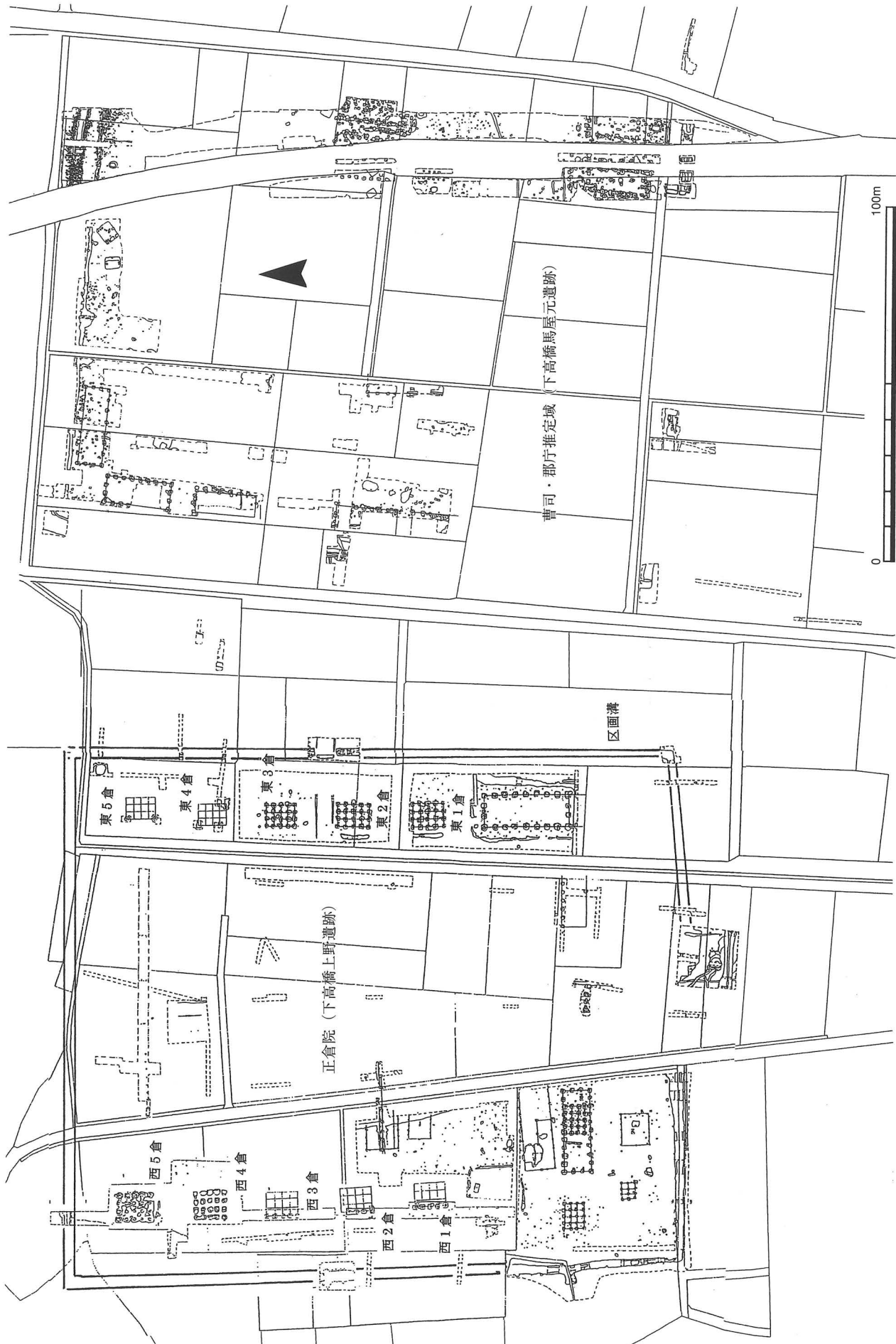


図5 福島県下高橋宮衙遺跡（筑後国第二次御原郡衙）

## VII-7 正倉火災

**神火** 『続日本紀』天平宝字7(763)年9月庚子朔条をはじめ、8世紀後半以降、陸奥・常陸・武蔵・下総・上野・越中・甲斐などの諸国における正倉火災記事が頻出する。この正倉火災は「神火」と呼ばれ、律令政府によって、当初は神への不恭による祟りと理解されていたが、次第に郡領戦争奪をめぐる抗争や穎穀虚納の隠蔽工作による放火であると把握されるようになる。そしてまた、神火には国郡司の無道に対する農民らの抵抗を背景とした放火もあったと考えられている<sup>(1)</sup>。

**正倉火災例** 正倉火災は、考古学的には炭化材・焼土・炭化米・火熱を受けた礎石などによって確認することができる。

これまでに正倉火災の確認されている例は、関東以北の郡衙遺跡例に多く(表1)、正倉火災記事が東国に集中していることと符合している。それは、関東以北の正倉院の発掘事例が多いことにもよるが、「神火」が東国で頻発していたことを裏付けており、すでに指摘されているように、蝦夷征討に伴う厳しい負担増への抵抗があった東国固有の社会情勢に起因した<sup>(2)</sup>ものも少なくなかったであろう。ただし、正倉火災痕跡は美濃・近江・伯耆・出雲・筑後・豊前・肥後の諸国でも確認されており、「神火」が、穎穀収納にからむ郡司層の動向や在地豪族間の政治的抗争、農民や俘囚の抵抗など、全国的な社会的動向に伴う放火事件であったことを示唆している<sup>(3)</sup>。

**炭化米の出土状況** 正倉遺構の発掘調査においては、この炭化米の有無確認が欠かせない。その炭化米は、火災により元の形状が失われ、炭化した米粒状を呈している場合がほとんどである。そのため、少量しか遺存していない場合や攪乱を受けている場合は見逃すおそれもあるので、遺構検出の際には十分な精査が必要である。

前述したように、正倉に収納された稲は主に稲粳(穀稲)か稲穂(穎稲)の形状であり、一部に糯が収納されている場合もあった。炭化米からこれらの形状を判別することは容易ではない。穎稲は粳粒が穂先に付いた状態であるので粳粒が一定方向に並ぶ。岐阜県弥勒寺東遺跡(美濃国武儀郡衙)の調査では、ブロック状に固まった炭化米の粒群が一定方向に揃っている様子を確認し、それが穎稲であった可能性が指摘されている<sup>(4)</sup>。

また、正倉焼失後、最初に掻き出された炭化米は穀稲、後でその上層に掻き出された炭化米は穎稲というように、炭化米の堆積状況には不動倉の底敷穎稲と穀稲との関係が逆になったケースがあることも推定されている<sup>(5)</sup>。

また、炭化米の分布状態によって、焼失した倉庫を特定できることも少なくない。一方、焼失していても炭化米が全く検出できない場合には空倉であった蓋然性が高くなる。この空倉には、穎稲が出挙し尽くされていた場合や、全くの虚納隠しの放火であった場合などを推定でき、正倉遺構から出挙運用の実態や郡司らの動きを知る手がかりが得られる可能性もある。

このように、炭化米の出土状態やその出土地点・層位の観察は重要な意味を持っている。

**炭化米の分析** 採取した炭化米については、形状・大きさ等の微細な分析が必要である。穎皮部分が付いている場合には穀稲か穎稲、穂茎部分が遺存している場合は穎稲と判断しうるし、胚芽残存の有無は穀稲か穎稲か糯か玄米かを識別する情報ともなる。また、長粒・短粒の比率などは、複数品種の稲が一緒に収納されていたのか、区別されていたのかなど、稲の収納・貯積形態のあり方を探る手がかりともなる。したがって、炭化米を水洗する際などには、もとの形状を失わないよう慎重な作業が求められる。

また、滋賀県西河原森ノ内遺跡の調査では、イネの部位によって異なる機動細胞プラント・オパール分析によって、稲の籾殻堆積層が穎稲からの脱穀・脱稈によって形成されたものという結果も報告されている<sup>(6)</sup>。今後、こうした科学分析の進展によって、炭化米を含む土から穀稲か穎稲かを識別できるようになることも期待される。

(山中敏史)

[注] (1) 佐伯有清「神火と国分寺の焼失」『新撰姓氏録の研究研究篇』吉川弘文館、1963年。(2) 塩沢君夫『古代専制国家の構造』御茶の水書房、1960年。(3) 出雲国の正倉火災例は、弘仁年間の史料(『類聚国史』巻84)などにみえる俘囚の乱との関わりも考えられ、伯耆国の例についてもそうした動向との関係を検討する必要がある。福岡県小郡遺跡の8世紀前半に遡る火災例は、天平12(740)年の藤原広嗣の乱との関わりも想定できるかもしれない。(4) 関市教委『関市文化財調査報告第21集 弥勒寺東遺跡』1999年。ただし、不動倉は底敷穎稲を伴うから、穎稲の検出はその倉が穎倉であったことを直ちには意味しない。しかし、その倉庫が側柱建物の屋である場合や小型の高床倉庫である場合などは穎稲収納倉庫である可能性が極めて高くなるし、また、穎稲が検出されれば、その倉を穀倉とした場合にも不動倉に限定できる確率が高いことになる。(5) 佐藤敏也「山代郷正倉跡の炭化米」『史跡出雲国山代郷正倉跡』鳥根県教委、1981年。(6) 外山秀一「滋賀、西河原森ノ内遺跡の立地環境」『皇學館大学紀要』31、1993年。このほかに、収納品種の分析にはDNA分析の適用も期待されるが、蒸し焼き状態になって炭化したイネにおいて適用が可能かまだ研究は進められていない。

[参考文献] 佐藤敏也『考古学選書1 日本の古代米』雄山閣、1971年。



表1 正倉遺構検出遺跡と正倉火災

	国名	郡名	正倉火災	備考		国名	郡名	正倉火災	備考
南小林	陸奥	未定	○		中宿	武蔵	榛澤		
東山官衙		賀美	○	茅葺炭化材出土	幡羅		幡羅		
仙台郡山		名取		8世紀初頭以前			入間	△	神護景雲3年火災 (『寧楽遺文』)
角田郡山		伊具			御殿前		豊島	○	
一里塚		黒川	○	郡衙か正倉別院か	長者原		都筑		
三十三間堂		日理		殿舎火災有り	千年伊勢山台	相模	橋樹		
大畑		荊田			下寺尾西方A		高座		8世紀前葉以前
郡山台		安達	○	穎稻かとみられる炭化米含む		越中	礪波	△	正倉別院が昌泰4年火災 (「越中国官倉納穀交替記」)
清水台		安積	△	古記録に「炭化米」出土とあり	国府	甲斐	山梨	○	
関和久		白河	○			遠江	?	△	元慶5年火災 (『日本三代実録』)
泉(泉麿寺)		行方	△	炭化米出土。宝亀5年火災 (『続日本紀』)	掛之上		山名		
根岸		磐城	○		市道	三河	渥美		
郡		菊多	○		弥勒寺東	美濃	武儀	○	炭化穎稻出土
長者屋敷	常陸	久慈	△	炭化米出土	久留倍	伊勢	朝明		朝明郡衙か正倉別院
台渡里		那珂	○	長者山地区	狐塚		河曲		8世紀中葉以前
神野向		鹿島	○		岡	近江	栗太	○	多量の炭化物出土
東平		茨城	○	正倉別院か。安侯駅家周辺	正道	山背	久世		
古郡		新治	○	弘仁8年火災(『日本紀略』)	吉田南	播磨	明石		
平沢官衙		筑波	○		馬場	因幡	気多		気多郡衙支所・正倉別院
西坪		河内	○		大高野	伯耆	八橋	○	
那須官衙	下野	那須			長者屋敷		会見	○	
堂法田		芳賀			団原	出雲	意宇	○	山代郷正倉別院(山代郷)
中村		芳賀	○	正倉別院か第二次芳賀郡衙	安来市市沢町		意宇	△	舎人郷正倉別院。 穎稻かとみられる炭化米出土
長者ヶ平		芳賀	○	芳賀郡衙支所・正倉別院か	後谷		出雲	○	
上神主・茂原		河内		第一次河内郡衙か	高本	美作	英多		
多功		河内	○		宮尾		久米		殿舎の火災有り
千駄塚浅間		寒川	○		下本谷	備後	三次		
国府野		足利			久米官衙	伊予	久米		
天良七堂	上野	新田	○		有田・小田部	筑前	早良		
		緑野	△	宝亀4年火災(『続日本紀』)	小郡官衙	筑後	御原	○	第一次御原郡衙
日秀西	下総	相馬	○		下高橋官衙		御原		第二次御原郡衙
嶋戸東	上総	武射			長者屋敷	豊前	下毛	○	
		猿嶋	○	神護景雲3年火災 (『続日本紀』)	惣座	肥前	佐賀		あるいは肥前国衙の倉院か
		夷瀦	△	弘仁7年火災 (『類聚国史』巻84)	立願寺	肥後	玉名	○	

○：正倉火災痕跡がみられるもの。 △：火災にあった正倉遺構は未確認だが史料等で火災が知られるもの。

## VII-8 館・厨家

**館の構造** 「上野国交替実録帳」の諸郡項には、無実・破損の官舎として「一館」から「四館」が掲げられ、各館に「宿屋」「向屋」「副屋」「厨」または「厩」が記されている。ここに示された館の画一的な構造は、後述するように実態を反映したものとは言いがたく、館諸施設構成の典型例などと対照して机上で作成されたものとみられる。しかし、この史料や館を利用したとみられる公的な使臣や部内を巡行する国司の身分などを勘案すると、館が宿泊所や食事の提供を受ける施設など複数で構成され、民屋とは区別できる規模・構造・格式を備えた建物を伴っていた場合が多かったと推定できよう。

しかし、館の遺構については、郡司居宅との識別など多くの問題を抱えており、また各郡に共通する館の建物構造・規模や配置形式などの特徴を把握できず、館と認定できる確たる指標がまだほとんど得られていないのが現状である。したがって、館の遺構については、郡衙遺跡の中で郡庁や正倉などとは区別される建物群の中から、上記のように推測される館の構造を念頭に置いて、消去法的に抽出するという方法が必要となる。

これまでの調査例で館と考える遺跡例には、福島県泉廃寺（陸奥国行方郡衙）8次調査区、福島県関和久遺跡（陸奥国白河郡衙）北区の西院、栃木県那須官衙遺跡（下野国那須郡衙）南東ブロック（図2）、神奈川県長者原遺跡（武蔵国都筑郡衙）東南部建物群、静岡県御子ヶ谷遺跡（駿河国志太郡衙館・厨家）Ⅱ期東南部建物群（図4）、滋賀県岡遺跡（近江国栗太郡衙）南西ブロック、兵庫県吉田南遺跡（播磨国明石郡衙）東南部建物群（図1）、広島県下本谷遺跡（備後国三次郡衙）郡庁北側地区などがある。

吉田南遺跡例は、床束・間仕切をとまなう主屋があること、堀で敷地を区画していること、北半部の井戸を備えた厨家とみられるブロックに隣接していることの諸点から、宿泊施設または居住施設にふさわしい様相を示している。御子ヶ谷遺跡例も床束を伴う廂付建物や井戸を伴う厨家とみられる建物群と隣接している点で吉田南遺跡例に類似している。下本谷遺跡例は、堀で囲繞した敷地内に一棟しか設けられていない点が問題として残るが、多量の土器が出土していること、厨家とは考えがたい構造であることから、二つの館が並置されていたと推定しうる。

上記の遺跡例はそれぞれ異なった建物構成や配置をとっており、館の構造は郡によって多様であったことがうかがえる。ただし、これらの中では間仕切・床束を伴う建物や有廂建物を伴う例や厨家推定施設との関連性が目に付く。

これらは公的旅行者の宿泊・給食施設にふさわしい構造を示しており、こうした特徴が館の一部を抽出する一つの手がかりになるかもしれない。

**複数の館** 館が複数存在したことを示唆する資料に次の墨書土器がある。静岡県伊場遺跡（遠江国敷智郡衙）の「上館」「東□」は上・下や東・西というような複数の館が8世紀代から存在したことを示唆する資料である。吉田南遺跡や下本谷遺跡の館推定地区に認められる2区画は、こうした複数の館に対応するものかもしれない。また、鳥取県上原遺跡群（因幡国気多郡衙）山宮阿弥陀森遺跡北地区出土の「郡家一」、静岡県井通遺跡（遠江国引佐郡衙）の「引佐一」「引佐二」、福岡県長野A遺跡・寺田遺跡出土の「企救一」「企貳」などの8世紀ないし9世紀初め頃の墨書土器は、一館、二館の備品であることを示している可能性がある。秋田城跡から出土している9世紀前葉頃の墨書土器「濱継 一館」は、郡衙遺跡の例ではないが、上記の推定を傍証する資料といえるかもしれない。

今のところ「実録帳」にみえるような4館構成を示す資料はないが、上記のように8世紀代から複数の館が存在していた可能性がある。今後の調査でその検証と使用実態などが明らかにされることを期待したい。

**館の用途** 館は宿泊や食事提供の場としての機能を有していたが、その用途については、郡司官舎説<sup>(1)</sup>と、公的使臣や部内巡行国司などの旅舎説<sup>(2)</sup>とがある。後述するように、茨城県神野向遺跡（常陸国鹿島郡衙）の厨家推定遺構からは「介」の墨書土器が出土していること、赴任国司などの伝使や文書通送使らへの郡衙による給食活動が正税帳などからうかがえることを考慮すると、館が後者の用途で使用された蓋然性は高いと言える<sup>(3)</sup>。郡衙が交通の要衝に立地しているのは、税物などの輸送の便によるばかりでなく、右のような宿泊供給施設としての館の役割も考慮されたと結果であろう。

しかし、館の発掘資料からはまだその用途を確定できる資料は得られておらず、郡司宿舎としての機能も備えていたか否かについては今後の課題として残されている。

**厨家の比定** 厨家の施設名も「上野国交替実録帳」の郡衙項の記載にみえ、「竈屋」「納屋」「備屋」「酒屋」などが掲げられている。この4棟を基本形とする齊一的な厨家構成の記載も、館の記載と同様、そのまま実態を反映したものとは言いがたく、典型例などをもとに机上で作成されたものであろう。しかし、その施設名からみて調理場や食糧品・食器類を収納管理する施設を主体として構成されていたと推定できる。「実録帳」によれば、館にも「厨」と記された建物が記されている例がある。この「厨」も厨房施設とみてよいが、厨家は、そうした館に付設されたような



厨房施設とは異なり、郡衙全体の諸機能にかかわる食料供給や食膳に饗すべき食糧品・食器の調達・管理を掌る曹司であり、いわば宮内の大膳職にあたるような機関であったともいえる。

この厨家の比定にあたっては次のような点が手がかりとなろう。

まず、正税帳などによると、酒や酢・醬などは甕に貯蔵されており、酒や酢が醸造されていたこともうかがえる。平城宮の造酒司や大膳職といった厨房関係官衙などでは土間に大甕を並べた側柱建物が検出されているように、甕据え付け痕跡のみられる側柱建物遺構（『官衙Ⅰ』Ⅷ-4参照）の存在は酒屋などの有力な指標となる。

天平10年度「駿河国正税帳」に「塩倉釜一勾」がみえるように、塩は高床倉庫に収納されていた場合もあった。しかし、「実録帳」の厨家の欄には「倉」の記載がみられないので、厨家の一角に小規模な高床倉庫が設けられていたことはありうるとしても、多数の高床倉庫群が並ぶような状況は考えがたい。給食米も納屋など側柱建物に保管されていたのであろう。そして、厨家の施設は厨房関係の作業・収納空間であったから、中小規模の建物群で構成されることが多かったと推定しうる。

また、神野向遺跡のように堅穴建物が竈屋として利用されたとみられる例もあり、掘立柱建物群で構成される官舎群中において堅穴建物が検出される場合には厨家の可能性を考慮する必要がある。

御子ヶ谷遺跡、吉田南遺跡、福岡県小郡官衙遺跡（筑後国第一次御原郡衙）Ⅱ期東南部などの建物群のように、井戸周辺や湧水地点に近接した位置関係にある官衙ブロックも、調理場としての機能にふさわしく、厨家の有力候補とすることができる。

遺物の点では、食膳具や大甕などの貯蔵具、製塩土器、食物残渣などが多数出土する地区は厨家の有力な候補となる。また、後述する厨家関係墨書土器の出土も重要な手がかりとなる。

しかし、これまでの発掘例からは各郡に共通した厨家の建物構造・規模や配置形式などを抽出することは難しい。岩手県胆沢城東方官衙の「府庁厨屋」とされている官衙ブロックでは、平城宮大膳職と同様に、中央部に中枢殿舎、その左右前面に脇殿風に長舎を配し、前面に井戸を設けたコの字型の配置が認められるが（Ⅸ-1、Ⅹ10参照）、郡衙では今のところそうした構造をとる曹司ブロックは検出されていない。

したがって、厨家の官舎ブロックの比定には、上記の特徴を検出するのが現状では有効であり、それが複数確認されることによって蓋然性が増すと言える。また、それと

もに、館の場合と同様に、郡衙の検出遺構の中から郡庁・正倉など他の性格に比定できる官衙ブロックを消去しながら、厨家の候補となりうる遺構を絞り込み、遺物の特徴と絡めて検討を深めていくという作業が必要となる。

**厨家の組織** 厨家は複数の組織に分化していた可能性がある。富山県美野下遺跡出土の墨書土器「傳厨」は、伝使らに対する供給を担当した厨家で、『類聚三代格』弘仁13(822)年閏9月20日太政官符にみえる「伝使厨人」らが所属した組織であったとみられ、他の公的使臣らに対する供給などを業務とする厨家の部署とは分化していたことを示唆している。

また、宮城県東山官衙遺跡（陸奥国賀美郡衙）の「上厨」、御子ヶ谷遺跡の「志厨上」、伊場遺跡の「下厨南」、岡山県津寺遺跡（備中国都宇郡衙）の「上厨」などの墨書土器も、上・下の厨家組織が8世紀代に存在した可能性を示している。また、関和久遺跡出土の墨書土器「水院」は、井戸水などを管理する厨家の下部組織の存在を示すのかもしれない。

上記のような複数の組織が厨長によって郡厨家として統括されていたものとみられる。今後の発掘調査では、このような厨家の組織が複数の官衙ブロックとして分化していたのか否かの検証も課題となる。

また、郡衙とは別に「伝馬所」が設けられた場合も推定でき、そこには「伝厨」の施設が別に置かれていたと推定できる。また、滋賀県斗西遺跡（近江国神埼郡）の「厨田」や大阪府円明遺跡（河内国安宿郡衙）の「郡田」などの墨書土器から、厨家の機能維持運営に関わる田地が存在して可能性も考えられ、そうした経営に関与した厨家の出先組織が存在していたことも推定しうる（Ⅹ-4参照）。

**厨家による給食対象** 厨家からは次のような者が給食を受けたと推定される。

〔巡行国司（国師）〕 『続日本紀』和銅5(712)年5月甲申条や天平期の諸国の正税帳などに部内巡行国司への食料支給の記載がみえる。神野向遺跡出土の「介」墨書土器は、その供給が郡厨家によってなされたを示すものであろう。

〔郡司〕 郡衙遺跡で出土する「大領」「少領」などの郡司官職名記載の墨書土器が示すように、郡司らも給食対象者であったとみられ、公的使臣や巡行国司などに対する饗応の場での供膳などが考えられる。正税の支出項目には郡司らに対する日常的な食料支給の経費はみえないので、郡司らの日常的な食事の経費は別途用意されていたとすべきであろう<sup>(4)</sup>が、そうした非公式の食膳準備も厨家で一括しておこなわれていた可能性がある。

〔徭丁〕 伊場遺跡出土の「郡鑑取」「馬長」「竹田成継」や静岡県郡遺跡（駿河国益頭郡衙）の「□厨長」などの郡雑任職掌名を記した墨書土器や人名・郷名墨書土器などから、



図3 静岡県御子ヶ谷遺跡（駿河国志太郡衙厨家・館）と周辺旧地形

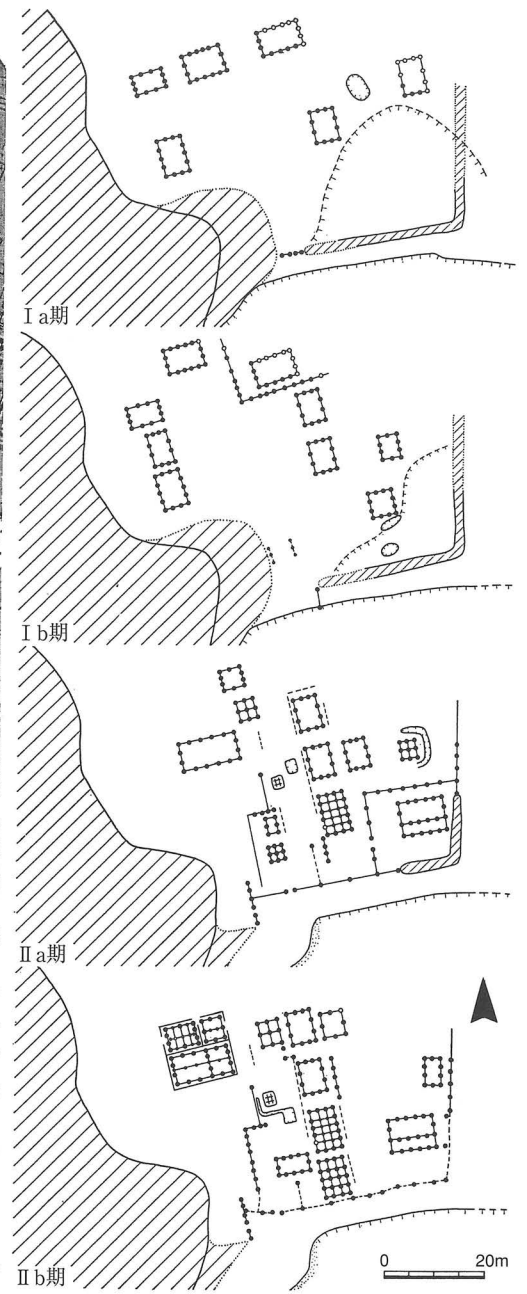


図4 御子ヶ谷遺跡遺構変遷図

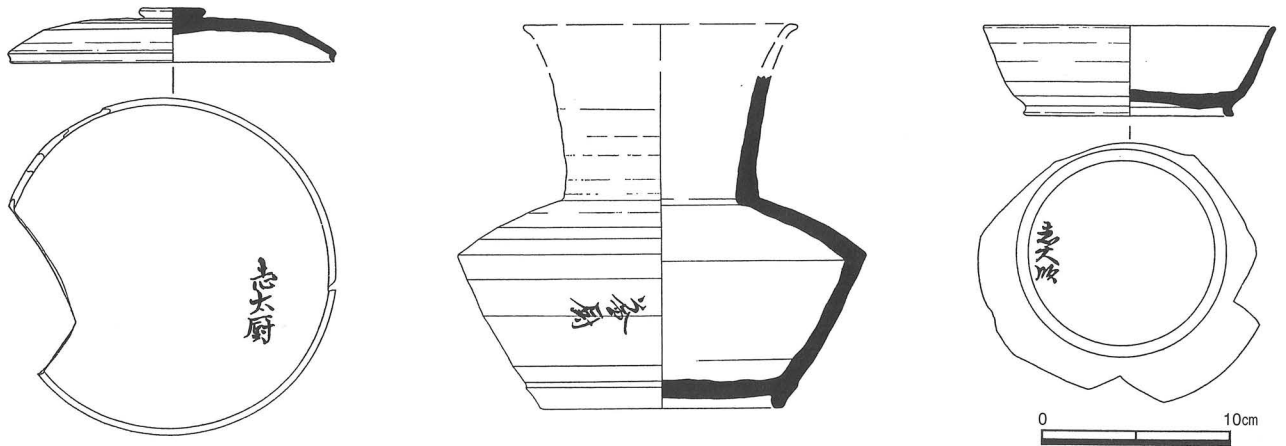


図5 御子ヶ谷遺跡出土墨書土器

徭丁らに対する給食もおこなわれていたことがうかがえる。ただし、本来は徭丁には給糧はなされないから、雑徭日数以上に恒常的に郡衛等で勤務する雑任らに対して糧食が支給された場合や、経費は自前で用意し厨家で一括調理支給を受けた場合が考えられる。

〔軍穀〕 伊場遺跡の「竹田二百長」、静岡県城山遺跡（遠江国敷智郡衛）の「少穀殿」の墨書土器から、郡衛での行事や政務などに参加した軍穀に対して給食がおこなわれたことを推定しうる。

〔郷長〕 千葉県平木遺跡（匝瑳郡衛出先施設か）の「玉長」（玉作郷）、兵庫県山垣遺跡（丹波国氷上郡衛出先施設）からは「春里長」の墨書土器が出土している。これらは、郡衛での供給例ではないが、郡衛の出先施設における行事・政務などに参加した郷長への供給を意味するものであろう。

〔伝馬使・伝使〕 伝符を支給され伝馬を利用して旅行する伝馬使に対する供給は郡衛の重要な役割の一つであり、前掲の美野下遺跡出土の墨書土器「傳厨」からも裏付けられる。伝符を所持しない公的往来者である伝使に対しては、郡厨家が供給にあたっていたのかもしれない。

〔外国使節・帰還者・「帰化」人〕 戸令没落外蕃条には「凡没落外蕃得還。及化外人帰化者。所在国郡。給衣糧。」とあり、『続日本紀』天平宝字6(762)年10月丙午条や宝亀7(776)年12月乙巳条には、渤海使らの来朝記事がみえ、「於越前国加賀郡安置供給」とあるように、郡がその供給にあたったことが知られる。また、『類聚三代格』天長5(828)年正月2日官符には、但馬国に漂着した渤海使らを郡衛に安置し糧米を給すべきことが記されている。

〔駅長〕 伊場遺跡では「栗原駅長」や「駅長<sup>〔巻カ〕</sup>□」の墨書土器も出土している。栗原駅家は浜松市馬郡町近辺に比定され、郡衛とは離れた場所に置かれていた可能性があるため、この「駅長」墨書土器は郡衛に出仕した駅長に対する給食に伴うものであろう。

〔その他〕 後述するように、郡厨家は国府や隣郡をはじめとする他の郡内でも供給活動をおこなう場合があり、国府や他郡での饗宴参加者への給食も担当することもあったことが知られる。

**厨家の活動場所** 厨家による給食活動の場としては、まず郡庁や館が考えられる。神野向遺跡の郡庁出土の「□／般今厨」や厨家の竈屋出土の「館」の墨書土器は、郡庁や館における饗宴準備にも郡厨家が関わったことを示している。御子ヶ谷遺跡と隣の秋合遺跡からは「志大領」「志厨」の墨書土器が出土しており、「志大領」の土器墨書には同一筆跡と認められる例もあり、厨家から食膳が運ばれたことを示唆している。

また、伊場遺跡群では広範囲から人名墨書土器などが出

土しており、曹司や徭丁らの居所や勤務場所でも給食がおこなわれていた可能性がある。また、『万葉集』4250によると、越中国射水郡大領が門前の林において宴を催しており、郡庁や館とは別の饗宴の場でも郡厨家が供給に従事することがあったとみてよい。

厨家は郡衛以外の場所でも給食をおこなう場合があった。福岡県野瀬塚遺跡（筑後国三潞郡出先施設か）の「三万大領」「三万少」などの墨書土器は、郡衛の出先施設などで郡司らに対する供給がおこなわれたことを示し、集落遺跡出土の「厨」墨書土器の中には国司や郡司らによる税物調達などの部内巡行に際しての供給に伴うものが含まれていた可能性もある（X-4参照）。

また、御子ヶ谷遺跡の「益厨」、郡遺跡の「安厨」の墨書土器は、益頭郡・安倍郡の厨家がそれぞれ隣の郡衛で給食活動にあたることを示している。また、栃木県下野国府跡から出土している「寒川厨」「塩屋」の墨書土器は、国庁での饗宴などに際して、寒川郡や塩屋郡の厨家が関与していたことを示している。こうした郡厨家の備品の移動は、国府と郡衛や郡衛間における供給分担システムや業務遂行の補完関係、政治的服属関係などを示すものとして注目される。

上記のように、厨家については墨書土器などの文字資料が重要な情報を提供しているが、食器の器種構成などの分析を踏まえ、食器の管理供給形態などを追究する作業や、郡衛とその出先施設や集落との関係なども視野に入れた厨家の活動の実態を明らかにする作業も欠かせない。

（山中敏史）

〔注〕(1) 竹内理三「郡衛の構造－上野国交替実録帳について－」『史淵』50、1951年。(2) 吉田晶「評制の成立過程」『日本古代国家成立史論』東京大学出版会、1973年。原秀三郎「郡家小考」『日本政治社会史研究』中、塙書房、1984年。大日方克己「律令国家の交通制度の構造－通送・供給をめぐる－」『日本史研究』269、1985年。(3) ただし、X-4で触れるように、伝馬使が各郡衛を経由して往来したとされてきた点については再検討の余地があろう。(4) 原秀三郎、前掲注(1)論文。〔参考文献〕山中敏史『古代地方官衛遺跡の研究』塙書房、1994年。平川南「『厨』墨書土器論」『山梨県史研究』創刊号、1993年。田中広明『地方の豪族と古代の官人』柏書房、2003年。奈文研『古代官衛・集落と墨書土器』奈文研、2003年。



表1 駿河国正税帳にみえる往来者への供給記事

供給対象者	従人数	郡数	食数	備考
(欠失) 山梨郡散事小長谷部練麻呂	一人	六郡	一日食	
下総国印波郡采女丈部直広成 (欠失)	一人	六郡	一日食	
部領使左弁史生少初位下文忌寸奈保麻呂	一人	六郡	一日食	
依病下下野国那須湯從四位下小野朝臣老	一人	六郡	一日食	
覓珠玉使春宮坊少属從七位下大伴宿禰池主	一人	六郡	一日食	
從上総国進上文石使大初位下山田史広人	一人	六郡	一日食	
從陸奥国進上御馬部領使国画工大初位下奈氣私造石嶋	一人	六郡	一日食	
從甲斐国進上御馬部領使山梨郡散事小長谷部麻佐	一人	六郡	一日食	
巡行部内国師明諭および沙弥一人	一人	六郡	一日食	
檢校正税下総国下兵部省大丞正六位上路真人野中	一人	六郡	一日食	
下総・常陸等国国師賢了	一人	六郡	一日食	
旧野国造菜師寺司宗蔵および助僧二人	二人	六郡	一日食	
旧防人伊豆国一〇八二人	九人	六郡	一日食	
依病退本土仕丁・衛士・火頭等(相模国御浦郡衛士)	三人	六郡	一日食	
依病退本土仕丁・衛士・火頭等(匠丁穴人部身麻呂)	三人	六郡	一日食	
從陸奥国送撰津職俘囚一一五人	六人	六郡	一日食	
從相模国通送官奴黑泰	六人	六郡	一日食	
旧防人部領使遠江国少掾正六位下高橋朝臣国足	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
防人部領使史生從八位上日置造石足	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
当国俘囚部領使史生從八位上岸田朝臣繼手	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
俘囚部領使安倍团少毅從八位上有度部黒背	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
肥人部広麻呂	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
磯部飯足	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
小長谷部善麻呂	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
矢田部猪手	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
小長谷部國足	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
物部石山	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
敢石部角足	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
矢田部猪手	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
齋省符使遠江国磐田郡散事大湯坐部小国	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
物部石山	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
遠江国佐益郡散事丈部塩麻呂	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
生部牛麻呂	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
税部古麻呂	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
小長谷部國足	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
敢石部角足	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
相模国進上御贄部領使余綾郡散事丸子部大國	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
当国防人部領使史生從八位上岸田朝臣繼手	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
防人部領安倍团少毅從八位上有度部黒背	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
從陸奥国送撰津職俘囚部領使相模国余綾团大毅大初位下丈部小山	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
俘囚部領相模国大住团少毅大初位下麻部國勝	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
横田臣大宅	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
伊奈利臣千麻呂	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
半布臣子石足	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
丈部牛麻呂	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
当国使安倍郡散事常臣子赤麻呂	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
半布臣禹麻呂	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
伊奈利臣牛麻呂	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
横田臣大宅	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
当国使安倍郡散事日下部若繩	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
丈部牛麻呂	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
半布臣足嶋	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
丈部多麻呂	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
半布臣石麻呂	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
川辺臣足人	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
他田舎人益國	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国
当国使有度郡散事他田舎人広庭	一人	六郡	一日食	遠江国↑↓駿河国